

(第八部)

(一三七)

第六回 参議院文部委員会會議錄第八号

昭和二十四年十一月二十八日(月曜日)
午後二時四十分開会

本日、會議に付した事件

○教育委員会法の一部を改正する法律案(内閣送付)

(右法案に關し証人の証言あり)

○私立学校法案(内閣送付)

○委員(田中耕太郎君) お待せいたしました。それでは今日の文部委員会を開会いたします。

今日の議題は教育委員会法の一部を改正する法律案でございます。この法律案の審議を執行いたします。今日はこの法案の審査につきまして教人の証人の方をお願いいたしまして、御意見が伺うことになったのであります。それに先立ちまして私より一言御挨拶を申し上げます。

公私甚だ御多忙のところ、本委員会審査の必要上証人各位にお出でをお願いしまして御証言頂くことになりましたが、法案の審議のために非常にこれが重要な御証言頂くことと存ずるのでございまして、委員会を代表いたしまして、わざわざお出で願いましたことにつきまして、厚くお礼申し上げる次第でございます。

初めにちよつとお断り申し上げておきます。今日お出でを願う予定でありました証人の中、東京都PTA連合会長北沢新次郎君は止むを得ない差支があられるので、お出でになることができませんので、委員諸君のこの点につきまして御了解をお願いいたします。

が、お出で願えないこと御承認頂きたく存じますが、御異議ございませんか。

〔異議ありと呼ぶ者あり〕

○鈴木重一君 私は今度の教育委員会法の改正は、非常に大きな問題を含んでおるものだと思いますので、殊に北沢先生のようなPTA関係の方が是非出席されることを望んでおるのであります。教育委員の方は二名も見えておいでになる。そこへ一般の方及び教育長――事務局関係の方の意見が聴かれたいということ、一般の意見が聴かれたいということ、これは非常に残念だと思ひます。この点何等か方法を講じて、今一回PTAの方、或いは教育長方面の方の証人を御依頼して、御意見を聴きたいというふうに思ひますので、その含みを何等かの方法でお計願ひたいと思ひます。

○委員(田中耕太郎君) お諮り申し上げますが、鈴木君の御発言につきまして、御意見があらになる方は御発言願ひます。ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員(田中耕太郎君) 速記を始め北沢新次郎氏の御欠席は御承認得たと見てよろしうございませうか。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員(田中耕太郎君) それでは左様でございます。それでは証人各位につきまして、手続上どうしてもオミットすることはできませんわけです。成程の手続に従ひ

しまして恐縮ですが、御宣誓をお願いしたいと思います。山崎匡輔君。

〔証人起立、証人は次のように宣誓を行なつた〕

宣誓書
良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓ひます。

証人 山崎 匡輔

宣誓書
良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓ひます。

証人 坂尾徳太郎

○委員(田中耕太郎君) 初めにお断り申し上げます。今日お出でを願ひました証人各位はそれ／＼団体的、或いは国家機關的の背景をお持ちになる方でありまして、併し御証言なさる際には、個人の資格で個人の学識並びに経験からの御判断があるわけでございますから団体の意見を代表されるのではないということをお含みの上お願いいたしたいのであります。それでは次に御証言を伺うことにいたします。教育委員会法の一部を改正する法律案についてでございます。先ず東京都教育委員の山崎匡輔君にお願ひいたします。

一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

○委員(田中耕太郎君) ちよつと失礼ですが、尙後でいろいろ補つて頂くこともあるかと存じますが、御証言の時間は十分乃至十五分程度にお願いしたいと思います。

○証人(山崎匡輔君) それでは先ず最初に大休私の拜見いたしました條文に従ひまして、條を逐うて申し上げさせて頂きたいと思ひます。それから後に全体としての私の考を申述べさせて頂きたいと思ひます。

第一にこの第一條のこの法律の目的というものは、これは非常に立派な案でございます。今度の改正案にもそのまゝになつておりますことを喜ぶものであります。それから次に問題になりますことは三十二條でございます。三十二條の今度の改正におきまして「委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らししてはならない。その職を退いた後においても同様とする。」それから第二項として「委員は、その職の名稱と信用を傷つけ、教育の權威を失墜するような行為をしてはならない。」第三十二條の二として「委員は、教育委員会の職務を一体として行うものであつて、個々の委員としてその権限を行使するものではない。」この改正案でございますが、これは全文改正並びに新設という形になつております。この三つ共私は非常に結構だと思ひます。第一の秘密の問題につきましては、これはすでに公務員全般について共通のことでございますが、明文文化されていなかったものをここに明文文化されたという点について満足感を感じるのであります。

それから第二のことは勿論非常に大切なことでありまして、是非こうあつて欲しいと思ひます。第三のことはすでに委員会発足当時我々の間に常に言ひ交されたことでございまして、これも亦かように成文になりました。ただここに一応皆さんにお考えをお願いいたしますことは、假にこういう條項を素つた委員があつた場合、如何なる処置を採るかということが、どこにも規定ございません。この規定のございせんことは、一応は教育委員たるものは極めて教育上正しい人であつて、そういうようなことはなさらないということの前提を以ておられるのだと思ひます。併し、そういう前提があるにも拘わらず、法律として明文文化してあるということにつきましては、私は前申し上げました通り、極めて賛意を表するものでありますけれども、そこに罰則がないということにつきましては、私は多少の疑義を持っております。それからその後のこと大分このたびは釐清されておるようでございます。この点も私としては非常に賛意を表するところのものでございます。それから第五十條の五だつたと思ひます。「都道府県内の学校の学校給食に關する企画並びに学

校給食のための運給物資の管理及び利用に關すること。これが委員会がなすべき事項の中の一つとして掲げられております。この点は、私共が過去の経験から考へて見まして、都道府県内の非常な広範囲に亘つておられます。この、各学校の給食の物資の管理、並びに利用に關することを、都道府県の教育委員会が責任を以てこれを行うことは非常にむづかしいことじやないか、實際上において、そういうふうな感じがいたします。それから五十條の二でございしますが、五十條の二の中に、「教育委員会は、教育委員会規則の定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、それから二項の方は、教育長は更に又その事務の一部をその下級の事務員にこれを委嘱することができるといふような規定がございします。この点に關しましては、いろいろ御議論のある向きもあるんですけれども、突然私共過去一年間経験しましたところによりまして、教育長に或る程度の事務を委任いたしました。職務が遂行できません。非常に多勢な教職員その他を全部指導監督して行くような形であり、そういう個々のすみまのことで教育委員会が全部を直接に携わつて、これを執行するといふことは、これは私は神技でなけりやあでできない、こういうふうな考へておる。従つてこういうふうな規定をはつきり設けることは、必ずしも教育長の権限を増大するものではなくて、ものを執行する上におきましては、かような区分を以てやつていかなければならぬのだと私は考へております。事実上そういうふうな形

を採らないと、私はできんといふふうな考へております。それから五十條の三はこれは教育長の職務でございまして、ここに一、二、三、四、五と教育長に與えられた職務が書いてございします。この職務に關しましては大体只今の趣旨が盛られておるものと私は考へるものであります。殊に教育長は教育委員会の一の監督の下にこれをいたします。一般的な形になつておるものであります。こゝういふような形を教育長の職務の拡張であると解する向きもあるものであります。私共突如に携わつた人間の考へたものでは、そうではなかつて、教育長がなすべきことをはつきり明確にしたといふふうな解釈いたしました。殊に教育長はどこまでも必要な報告及び資料を教育委員会に提供する義務があるものであります。かような形を以て参りますならば、教育委員会の運営も或る程度うまく行くのではないと思つておるものであります。こゝで甚だ問題が外れるかも知れませんが、教育委員は、どこまでも一般市民が選出されたいことは私は建前だと考へておる。必ずしも教育の専門家がなるものではなくて、一般の常識を備えた市民がなる、国民がなる、こゝういふに私は了解いたしております。教育長の職務の専門知識を十分活用するといふふうな意味におきまして、この五十八條の趣旨を私は賛成するものであります。これによつて教育委員会は必ずしも権限を縮められたものとは解釈いたしません。最後の責任は教育委員会が持つておるものと考えられるのであります。

それから只今まで私が申述べましたことは、大体において本法の割合に問題になりますと、私共が考へまして相当なよい点であるといふふうな考へておる点であります。以下多少私、考へまして考慮を要さなければならぬと思ふ條項を少し申上げます。第三十一條に「地方公共団体は当該教育委員会の委員に對し報酬を支給しなければならぬ、但し給料は支給しない」という規定でございします。私不幸にしまして報酬と給料の區別を知りませんから、これは皆さんの御判定に任せますが、相當の大きな責任を持ちまして仕事をやつておる者、或いは仕事量は、そうしばしば教育委員会に出席する義務はないのであります。それから、時間的には或いは少いかも知れませんが、併し逆に消極的ではあります。教育委員になつておるといふと、いふ／＼の行動に制限を受けるのであります。例えば、土木の人間は土木の請負業をすることはできません。教育の書物を作る方の専門家は教科書の編纂はできないのであります。國より公選によりまして出ました公務員は、政府の作ります審議会の議員に新たに任命されることはできません。かように派山な制限を消極的に受けはおりまして、或いは積極的にその職業の行動に制限を受けておるながら、この報酬を支給しなければならぬといふ、その報酬は事実上御承知の通り非常に少いものか、劣であります。これは非常に矛盾しておることを考へる一つでございまして、議員各位の御考慮をお願いいたしたいと思います。それから尚五十一條でございします。五十一條に、これは都道府県の委員会

と、それから市町村にあります地方委員会に教育委員会というものができるとした場合に、その間に協議会を設ける規定が活きております。時間を過ぎましたが今少しお許しを願います。その協議会を設けることはできますが、第二項に前回の協議会の決議は全員一致によらなければならぬといふことが書いてあります。現在におきまして、まだこの例は非常に少いのであります。また、将来におきまして、即ち全員一致でなければならぬといふことは拒否権であります。これは實際運営において、なんらかは非常に困ることができるとは思ひます。同時に特にこの際御考慮を願いたいと思ひますことは、五大都市に、すでに教育委員会ができております。五大都市の教育委員会が取り扱いますところの教育事務の過半数は予算の総量というものは、地方の府県の中にはそれよりも遙かに小さいようなものもあるものであります。かような大きな地方教育委員会と、都道府県の教育委員会との間に、なんらかの法的にうまく仕事をやつて行きますような御考慮を頂きたいと思ふものであります。この点は地方自治法にも関係いたしますので、こゝで直ちに解決はできないのでいたしまして、少くとも五大都市の教育委員会の地位といふようなものにつきまして、一般の地方教育委員会と別個の建前を以て見るべきものでないか、さうな關係で、現在すでにこの五大都市の教育委員会と、その属するところの都道府県との間に意見の一致を見ないような場合がしばしばありますので、運営上お考えを願いたいと思ふのであります。

それから最後に今回の改正案の中に、或る程度までは、教育委員の財政の問題について御考慮を拂われたかのとき形跡があるものであります。極めて僅かでありまして、教育委員会が発足いたしました以来最も困つておりますところの問題は、教育予算の問題であります。勿論地方の教育財政その均衡を保つために考慮が拂われておることは申すまでもないのであります。けれども、この本委員会の議員各位におかれまして、一層この点を積極的にお考えを願ひまして、なんらか教育財政の確立方法をお考え願ひたいと、教育委員会がいかに理想を振りかざしていても、少しもそれを動かすことができない。予算の裏付けがないために全く無力化するといふような形がしばしばあるといふことをここに皆様の前に述べたのであります。御考慮をお願いする次第であります。大変時間も五分超過いたしましたので、尚又後刻御質問その他がございしますならば御返事させて頂きたいと思ひます。大変長くなりまして申訳ございせん。○委員長(坂尾徳太郎君) ありがとうございます。次は坂尾徳太郎君にお願いいたします。○証人(坂尾徳太郎君) 先ず教育委員会法の改正につきまして、最初に三點について申し上げたいと思ひます。その第一は教育財政の確立の問題、第二は設置の範圍に關する問題、第三は、今回改正せられた教育長の権限問題に關する事項、その三つについて総合的に先ず意見を申し上げたいと思ひます。教育財政及び教育財政の確立がなされてないといふことは、教育委員

会法におきまして最も欠陥としておる。るかといふ問題が、やはり委員会におに法改正の意見を述べたいと思ひます。そうするならば、推薦人数の最低こそあれ、反対に積極的に行動する上

会法におきまして最も欠陥としておる一つであります。即ちこの教育財政並びに教育行政の確立の問題につきましましては、第二国会におけるこの本法審議の過程においても、最も活潑に而も慎重に討議がなされたのでありまして、衆議院の文教委員会におきまして、この法案が議決になつたときに次のような附帯決議がなされております。申上げますと、本法の最大の欠陥は教育財政の確立が何らされてないことである。よつて本委員会は次期第三国会までの間に各方面からの資料を蒐集して、第三国会においては、特に教育財政の確立の点について改正案を審議作成するものである。よつて委員長はこれを議長に申出で直ちに事務手続をなすというふうに附帯決議がなされておるのであります。私達は機会あるごとに教育財政並びに教育行政の確立問題につきまして現在まで要望して来たのでありますけれども、第三国会以来そのまゝの状態で今日に至つたのであります。特に今回の改正案におきましても、この問題につきまして拜見いたしましたように、この問題に対する根本的な事情に就いていない。この点について我々は甚だ遺憾に思うのであります。これが確立と早期実現のために強力な推進を先ず第一に要望いたしたいところ思ふのであります。

次に第二の教育委員会の設置の問題についてであります。前に述べました教育財政の確立と共に、本法審議の際に最も重要な問題の一つとして考えられた点でありまして、特に地方公共団体の現状から、現在すべての市町村に教育委員会を置くことが現実の問題としてであるか否かであるかという問題が、やはり委員会において討議になつたのであります。その結果政府原案が修正になりまして、二ヶ年の暫定期間が與えられたのであります。この問題に關しましては、我々は今申上げましたように、地方公共団体の財政の現状或いは民主化の程度、或いは実際の教育行政の運営面に當つて設置の範圍を是非とも都道府県並に五大都市に縮めるべきものであるということを關係各方面に要望したのであります。この点に關しましては、本改正案について少し考えられていようでありまして、根本的な解決がなされていらないように思ふのであります。これも我々の要望が是非とも達成せられるように推進をお願いする次第であります。

第三番目に、今回提出せられましたところの改正案の中で申上げたいことは、教育長の権限の問題であります。本来教育委員会と教育長並びにその事務局との關係は教育委員会が中核となつて、そしてこれらの機關と緊密な連繫の下に教育行政の、或いは教育事務が遂行されるという事は言うまでもないことである。教育委員会と教育長或いは事務局、こゝういふものを二本柱として考える点が私達は納得のできなない点であります。教育委員会は御承知のように議決機關であると共に一面執行機關の性格を持つてゐるのではありません。教育長の権限を法文に明記しなければ教育事務の執行がでなないといふ点に私達は重大なる疑義を持つてゐるのであります。まして教育長の権限を強化したり、或いは拡大することには賛成できないものであります。この点につきましては後で具体的に

に法改正の意見を述べたいと思ひます。それからこの問題におきましても、第二国会におきまして教育長の権限問題に關する速記録を見ますと、衆議院の文教委員会におけるこの各派代表討論の中の一部を援引しますと、次のようになつております。「第四十九條教育委員会の事務に關する規定で、原案には、教育委員会は教育長の助言と推薦により左の事務を行う」とありますが、これでは教育長の助言と推薦が前提となる、せつかく過去の教育の中央集権の弊を排除して教育の民主化を徹底せよといふにもかかわらず、教育長の権限が過去の弊をくりかえすやうなことになるのはならぬのであります。こゝにおいて、教育委員会は左の事務を行うといひまして、十八項目から成る広範圍の事務を行うに自主性を確保し、但し、この場合教育長に助言し推薦を求むることができると教育長の任務についても明確に規定したのであります。それから、これまで適切な修正であります。こゝういふふうに速記録に載つております。委員会法の趣旨並びに本法議決のときの精神を十分に尊重されまして、教育長権限問題に關し、我々の要望を必ず容れられるやうに切望するのであります。

以下各條文につきまして修正点と修正理由を申上げたいと思ひます。先ず最初に改正案の十六條の推薦人の人数に關する問題であります。現行法では六十人以上となつておりますが、今回の改正案によれば六十人以上百人以下といふふうに限定されておるのであります。我々は委員会法が本来自由立候補制でなくして推薦制になつておるといふことを十分に考えるべきであります。

す。そうするならば、推薦人数の最低を決定するのはいいとしても、最高を決定するのはこの推薦の本質に外ならないといふのであります。いわゆる最も人数を百人とする。この百人の根拠が至つて不明確である。こゝういふ理由によりまして、現行法通りの六十人に置きたい。こゝういふふうに修正案を持つものであります。

それから第二番目につきまして申上げたいと思ひますのは、三十二條であります。教育委員会の委員が秘密を漏してはならない、この点であります。が、我々としては、この問題につきましては教育委員会の委員の良識と責任において秘密を守るべきことは守るといふふうにやつて行けばいいと思ひますので、敢えて本法を改正する必要は認めない、こゝう考えるのであります。

次いで第三十二條の二に移りたいと思ひます。第三十二條の二は「教育委員会の委員は職務を一体として行う」といふ、こゝういふことについてであります。が、私はこの改正案を削除すべきである、こゝう考えるのであります。理由を申上げますと、委員の行動は常に教育行政の民主化と教育の復興のために、結論的には各自の良識と責任において行動されなければならない。委員は委員会の議決によつて行動する場合もあれば、委員が公職の委員として自己の責任において行動する場合もあつてよい。それから特に教育委員会の民主化が完全に行われていない現状におきましては、正しい少数派の意見も十分に尊重しなければならぬ。又法文の示す内容が非常に抽象的であつて教育行政実施上委員の拘束的な規定で

こそあれ、反対に積極的に行動する上に障害を及ぼす。こゝういふ意味におきまして本條の削除を要望いたすものであります。

次いで四十九條、第五十條の二並びに五十條の三並びに六十七條、これらの点につきましては、教育長の権限の問題に關する事項でありますので、以下申上げたいと思ひます。

四十九條におきましては現行法の助言と推薦の事項を削除してあります。この点につきましては、あつて五十條の方に持つて行つて、一括して教育長の権限をそこに明記した改正案であります。が、この点に關しまして我々は現行法通り、こゝういふような主張をいたすものであります。この点につきましては、五十條以下の点において理由を明確にしたいと思ひます。

次いで第五十條の二であります。こゝでは教育委員会の権限の一部を教育長並びにその事務局の職員或いは学校長、こゝういふ方面に権限の一部を委任する事項であります。でこれに對しましては、次の理由によつてこの現行法は削除されるべきであると思ふのであります。先程も申上げましたように、教育委員会と、教育長及びその下部機關は教育事務の遂行に當つては、有機的に密接な連繫を取つて行われることは当然であつて、敢えてこゝに法文化し、而も教育委員会の規則の決定が自由である、内容の決定が自由である、こゝういふものを以て教育長並びにその下部機關に権限を委任したり、代理執行するといふ点につきましては納得できないのであります。これは要するに教育長の権限の拡大に外ならない。で委員会の権限を合法的な手段によつ

て犯すというふうに見えるのであります。又我々が現場の教員として最も憂えることは、こういうことをやりまゝならば、折角教育が民主化の途になつておるにも拘わらず、昔のいわゆる学務課行政、或いは視学行政、こういうものに立帰る憂いが多分にあることを心配するものであります。以上の理由によりまして、この権限委任、又代理執行の問題については賛成をすることはできないのであります。

次いで五十條の三におきまして、ここでは第一項と第四項の問題でありまして、第一項の問題につきましては、教育長は委員会に対して助言と推薦をすることができるといふことであります。この点につきましては前に申し上げましたように、委員会法の決議のときの精神に反し、又本法の精神に反し、そして最初に政府が出された政府の原案に違反するといふふうに感ずるのであります。この点につきましては、我々としては一応言葉の上では、この改正案は変つておりますけれども、仮に教育長が助言と推薦ができるという点を最大に活用するならば、すべての教育事務に關して教育長は委員会の委員の要請によるとらざるに拘わらず、すべてのことについて助言と推薦ができるのであります。こういう観点からしますならば、法文の方で言葉は變つておりますけれども、精神におきまして、或いは、現実の運用におきまして政府原案に違反すること、

こういうふうに見えるのであります。従つてこの問題につきましても賛成できないのであります。又すべての會議に出席しなければならぬという規定につきまして、非常に拘束的な性質を

帯びておりまして、これも例へば教育委員会が教育長なしの會議を開こうとしても開かれないといふことになりまして、非常に教育長の権限或いは委員会に対する拘束力を増すので、これも賛成しがたいのであります。

次いで第六十七條の教職員以外の学校の職員その他教育機関の職員の任命が、教育長の助言と推薦によらなければならない、こういう規定であります。この点につきましては、我々としては学校の教職員と同じように取扱つて貰いたい、即ち現行特例法に示してあるのと同じような取扱をして貰いたい。こういうふうな改正の理由を持つてゐるのであります。この点については理由を省略したいと思ひます。

次いで第六十六條に移りますが、第六十六條の第三項、要するに教職員に対する定数條例、この問題であります。この問題について我々はこの改正案について賛成できないのであります。理由を申し上げますと、教職員並びにその他の教育職員の定数を決定することは、教育運営に重大な障害を與える。現在までに行われた教職員に対する定員定額制、地方公共団体に対する定数條例等が、如何に教育上に大きな障害を與えたかといふことは説明を要しないと思ひます。教職員に対する定数條例等の決定は現実の教育の上に背反すること甚しく、規定すべきでなく、實際各県におきましては如何にして教員の定数を定めるかといふことは現実問題として非常に困難であります。この問題については毎年予算によつて県の教育費は決定されるわけです。要するに財政面に非常に拘束を

受けて、毎年々々この財政が果會あたりで決められておるのであります。要するに法文の上でこの定数條例を決めるといふことは非常にむずかしいといふことも理由の一つであります。

最後に申し上げたいことは設置の範圍についての問題であります。改正案につきましては町村は二十七年までに延期され、市は二十五年並びに二十七年になつておりますが、最初に申し上げました通り、我々は根本的に都道府県五大都市に止むべきであるという主張を持つておるのであります。

以上が我々の賛成し難い点でありまして、次の点につきましては賛成を表すのであります。第四十九條の十六号、十七号、十八号、五十四條の二、学校の保健に關する條項、これにつきましては学校教育の上において保健といふものが重大な地位を占めておりますから、改正案に賛意を表するのであります。次いで学校給食に關する問題であります。この問題は現場の教職員の一人として、非常にこの問題におきましては、現在まで問題を起しております。この際法の規定によつて、これが秩序あるところの学校給食ができるように規定すべきことは、当然であるといふ点からこれに賛意を表するものであります。

次いで六十三條の四、教育財産に關する問題で、都道府県知事、地方公共団体の長と教育委員会が協議の上で、例へば、学校廃止のような場合にその財産を処理するといふことについても、これも亦現実にはいろいろの問題を惹起しております。この点につきましても賛意を表するのであります。

以上改正案に対するところの反対の点と並びに修正の点並びに賛意を表する点を申し上げたのであります。何卒教育委員会法の立法精神並びに目的に従つて本法が教育民主化のため、進歩的な改正が行われるよう要望いたします。私の意見を終りたいと思ひます。

○委員長(田中耕太郎君) 次は水村善太郎君御発言をお願いいたします。

○証人(水村善太郎君) 私は山崎先生が先程いろいろお話し下さいましたことにほぼ同意でございます。この改正案によりまして、教育委員の在り方並びに教育長の権限といふことに可なり触れてゐるのでございますが、教育委員の在り方につきましては当然であります。これに賛意を表するものであります。教育長の権限につきましては、私共も教育委員会を一年間開きました経験上、第五十條の三の第四項、教育長は自己の身分取扱についての外はすべての會議に出席できる、而も発言ができるといふことを規定してあります。これは事実どうなれば教育委員会の會議の上に非常な支障があらますので、この五十三條の三の四項は是非とも活かして頂きたいといふふうな考へております。それから第七十條第一項の改正点でございますが、只今坂尾さんのお話もありましたが、これはできるだけ都道府県五大都市という範圍に止めて頂ければ結構であります。若しこれを更に細かく地方委員会まで設置することを考えましても、郡市くらいのもので止めて頂かないと、そうしませんと、先程お話しが出ましたように、第五十一條のこの地方委員会と都道府県委員会の合同

會議の場合における全員一致の決議等は到底これは不可能でありまして、できるだけ合同會議をしないでも各地区的な教育委員会が独自に自治的な教育行政ができる、そういうような点をやりまします上からしまして、成るべく町村にまで教育委員会を設置するといふようなことを避けて頂きたいと考へております。その他細かい点もございまして、大体私の感じましたところはその程度でございます。

○委員長(田中耕太郎君) 有難うございました。以上を以てしまして、お三人の証人の方からの御発言は終了いたしました。尚委員の方で証人に対する御質疑がありますれば、御発言をお願いいたします。

○河野正夫君 山崎さんにお伺ひしたいと思ひます。大変参考になる意見を承つたのであります。實際に教育委員として東京都で働いていられるという経験の上から現在の、と申しますのは、この改正案以前の法律で、誠に困ると、だから改正しなければならぬといふ意味で、例へば服務規定とか、或いは教育長の委任代理の許容とかいふことを認められ、或いは賛意を表されたのであるか。又は理論的な立場からそれはそうなるのが当然であるといふ意味で仰せられたのであるか。その点を最初にお伺ひしたいのであります。と申しますのは、法案そのものの内容の可否といふこともありませんけれども、我々の心配してゐるのは、事實上そうなつておられる支障がないならば、法案の方の改正は他のいろいろな事情を考慮して、教育委員会がもつと育つた時でもいいのではなからうかといふ意見を持つております。

以上改正案に対するところの反対の点と並びに修正の点並びに賛意を表する点を申し上げたのであります。何卒教育委員会法の立法精神並びに目的に従つて本法が教育民主化のため、進歩的な改正が行われるよう要望いたします。私の意見を終りたいと思ひます。

につぎまして、非常に特殊な性質を
持つ。要するに財政面に非常に拘束を
受ける。地方委員会と都道府県教育委員会の合同
するかどうかという意見を述べられておられます。

で、その意味において、先程来六日程
最初に結構であるというお話がござい
ましたけれども、それは現実におきか
正すことが必要であるというところを
痛切に感ぜられておられた、その上で
賛成だとおっしゃられるのか、乃至は
理論的な整備というところから必要であ
るという意味でおっしゃられるのか、その
点を明らかにして頂きたいと思いま
す。

それから第二都道府県委員会と地方
委員会との協議会のことに関係されま
したが、お説の通りだと私も考えてお
りますが、この点に關連いたしまして
一つ伺いたいのは、先般、全国の都道
府県教育委員会ばかりでございませ
ん、これは地方委員会も含んでおつた
かと思ひますけれども、教育委員会の
全国的な連絡協議会ができたものであ
ります。これは一種の私的なものであ
るまいし、法律の上で都
道府県と地方委員会との連絡が必要で
あるように、都道府県乃至五大都市の
教育委員会の全国的な協議会というも
のを法律の上で認めて置く必要がある
かないか。この点についての御意見を
承りたいと思つております。先ず山
崎さんにその点。

○山崎証人 河野委員からの御質問に
お答え申し上げます。最初の問題は、教
育長に或る程度の事務を委嘱する。或
いは又事務を更に又下に委任するとい
うことについてのことでございします。
これは私共の一年間の経験で決して感
得して申上げることができないのでご
ざいます。大体この一年間の経験で
は、實際上まあ仕事をやつております
場合に、私共委任規定を作りまして、
その規定に従つてやらざるを得ないの

であります。まあ事実上余りしほ／＼
やれないのでございしますから、従つて
或る程度事務を委任しなければならま
せんので、実際さういふふうな規定に
よつてやつておる。それで法文化され
るといふことは、我々もいたしまして
も大変何かしつかりした掘りどころに
よつてやるように思つております。
それから理論的にはなく、ただ實際
的であるかという御質問。この方面に
つきましては、私は考えまするのに、
教育委員が、例えば或る校長なり学
校の先生をひどく推薦するといふよう
な事例は必ずしも起りにくい問題でな
いのです。全国的に亘りましてしほし
ば起る問題だと思ひます。これが甚
だ公正な立場のみで行われまするなら
ば、恐らく愛はないと思つております。
併しながらあらゆる角度から見まし
て、又多くの資料によつてこれを比較
研究して、さういふような事務を進め
る場合におきまして、若し教育委員
会が、或いは教育委員が主導の立場に
おきまして、推薦その他をするように
なつておりますと、弊害の及
ぶところ必ずしも少なくないとは言
えない実情だと私は正直に申上げてお
るのであります。これまた残念であり
ますけれども、日本の全体の現在の実
情がさうであるといふことを申上げざ
るを得ない。そのような立場から申し
まして、私はさういふことは實際上か
ら、或いは極く僅かであるかも知れ
ませんが、理論的から言ひまして、
それが正しいといふふうな信じておる
ものでございします。

第二問の方の教育委員会の連絡協議
会といふものを法律にした方がいいか
どうかというお話。これは私は突然の
御質問で甚だ用意いたしておりません
ので、後に又訂正せざるを得ないかも
知れませんが、私は法律的にさうい
うものを決めるものぢやないと思ひま
す。これはやはり我々の私的な団体と
いたしまして、お互いに困ること、或
いはお互いに推進して行きたいとい
うことを自由な立場において話し合
ひ、さうして日本の教育全体を進めるよ
うにしたい。法律その他によつて縛
られて、何々のことを協議することか
かさういふふうな規定でなしに、極め
て自由なもので行く方が効果があるの
ではないだろうか、さうして又法律的
に教育を一本化するといふような面に
つきまして、多少の疑義があるのぢ
やないだろうか、さういふふうな考
えております。

それから地方教育委員との間の関係
は、はつきり御質問分りませんが、大
体今のことでよろしゅうございま
す。

○河野正夫君 私の質問の第一問が、
少し要点的述べ方が悪かつたかと思
ひますが、今お話を承りますれば、教育
長への委任事務の内規をお作りになつ
ていらつしやる。それは誠に結構で
ございします。更に又先般お話をありま
したように、この職務上も、職務の保持
とか、或いは名誉、信用の維持等の責
任、もとより当然のこととございしま
す。又一体的な活動をするといふこと
も委員会制度としては当然であります
が、さういふことは当然であるからそ
れを我々の建前とする。法文に規定し
なくても、教育委員若しくは教育委員
会の自主的な決定に俟つべきものであ
る。委任事務といふようなものはそれ
ぞれの教育委員会が適当であることを

決めてやつて行けばよろしい。又それ
が委任事務として不適当な場合には、
それを取り上げていいわけでありま
すから、さういふようなことは適当に
各委員会が自主的にやればいいし、服
務等についても教育委員自身の良識と
責任でやつておけばいいので、格別に
それを今法文化されて、是が非でも教
育委員会の運営に支障を来たすとい
ふ必要を考へてはいないのではないかと
いう気持ちから、その必要を感じられて
おられたのかどうかといふことを承りた
かつたのであります。

○山崎証人 只今の御質問よく分りま
した。私は実は必要を感じておるもの
でございします。それはさういふこと
と申しますと、教育委員の良識で以て
すべてこのことが出来ますならば甚
だ結構でございします。荷くも教育委
員会法なるものがあつてにできてお
る。さうして当然なざるべきものであ
つて、良識から判断してさうあるべき
ものであるといふことであります。な
らば、これは法文化いたしましたも一向
差支ないものばかりでなく、法とい
うものは、これはあまりどうも素人のく
せに生意氣でございしますが、誰でも守
れるような当然のものが盛られるのが
法だと私は考へております。で成るべ
くならば、さういふふうな自然のもの
を法にしまして、その法に従つてお互
いがやつて行くといふことがいいと信
じておるのであります。

○河野正夫君 山崎先生少し質問を外
したのですが、山崎先生から立法論
を承らうとしたのではないのです。現
実にその必要を事実具体的な事例の上
で、どうしてもさう任せて置いてはい
かん、やはり法の上で規定して置か
ないといふことをしでかすか分ら
ん、或いは紛糾が起るというふうな意
味の、現実に必要があつて法文を改正
するの、いやそれは当り前のことだ
が、今御説のように、当り前のことだ
から法文に書いて置いた方がいいか
から、この際書いて置いた方がいいの
書くことに賛成を表明しておられるのか。
その点を伺いたかつたのです。

○山崎証人 まあさうむずかしくおつ
しやられるとなか／＼私も困るのでし
て、立法論でも何でもないのでして、
ただ実際に委任いたします場合に、ど
この範圍まで委任するといふことを
はつきりすることは、やはり日常仕事
をやつて行きます場合において必要
なんです。ここまではどこまでもさう
いふふうに委任する、ここまでは委任し
ない。併しながら全体といたしまして
は教育委員会が責任を全部持つてお
るものであることは申添えるまでもない
のでありますけれども、さういふふう
なことを明確にしておる方がすべてに
おいて私は間違ひが起らん、又さうで
なければならんと過去の経験から考
へるものであります。

○河野正夫君 甚だ証人の方にまゐるで
政府当局の方に追求するような質問
をして申訳ございしませんですけれ
ども……

○山崎証人 いいえ。
○河野正夫君 その御説明によりま
す。然らばこの委任事項を明白にする
ことが必要だといふ結論になるよう
であります。この改正案は委任する
ことができるか、この改正案は委任す
る事項を明白にしておらんのであり
ます。さうして委員会制度そのものが
発した時から委任することはできた

ないといふことをしでかすか分ら
ん、或いは紛糾が起るというふうな意
味の、現実に必要があつて法文を改正
するの、いやそれは当り前のことだ
が、今御説のように、当り前のことだ
から法文に書いて置いた方がいいか
から、この際書いて置いた方がいいの
書くことに賛成を表明しておられるのか。
その点を伺いたかつたのです。

○山崎証人 いいえ。
○河野正夫君 その御説明によりま
す。然らばこの委任事項を明白にする
ことが必要だといふ結論になるよう
であります。この改正案は委任する
ことができるか、この改正案は委任す
る事項を明白にしておらんのであり
ます。さうして委員会制度そのものが
発した時から委任することはできた

ども、それ以上にもつとあるのではな
いか、こう思うのであります。と申し
ますのは、我が全国の教育委員会
の組織を一つと統括して参つたのであり
ます。その場合に教育委員が本場に活
動しようと思つてもし得ないような
或る種の現地の指導が行われていると
いうことを見て参つたのであります。

先程山崎さんは、ちよつと失言だか
取消されたようであります。が、ああ
いうような事柄も、稀に聞く話ではな
くしてさらに聞く話であります。そ
ういふ点から、教育委員は教育に専門
家でない、市民代表であるという点で
あるばかりでなくして、ああいう活動
の制限という点から、一切を教育
長に任せてしまわなければならんと
いうような面が、より強く出て来てい
るのじやないかと、こゝ私共認識して
おるのであります。そこで水村さんは
教育委員を、或いは教育委員会を育て
て行くために、今日までの教育委員会
が働きにくかつた、或いは力が出しに
くかつたという現状に鑑みて、こうい
う改正が果して実現上、教育委員会を
整備せしめないであらうかどうか。又
世論が、教育委員の選挙等に当つて、
教育委員はどんな人がなつても同じこ
とだ、教育長をええしつかりすればいい
だらうというふうな風持を起して、教
育委員の選挙等に熱意を失わせるよう
なことがないであらうかどうか、そう
いふ点についての御感想を承けたい
とこゝ思うのであります。

○水村証人 第二の御質問の方からお
答へいたしますが、教育委員会がい
ろいろ決議しましたものが、その通り教
育長を通して行われないというふうな
事柄は、それはございせんので、実

際、教育委員会が決めました根本方針
を具体化する場合に、例えば、関東民
事部の教育課長のいふ／＼指示を受け
る、或いはサセーションを受けるとい
うような場合がございしますが、それは
教育委員会が相談しまして決めました
根本方針を阻止するものではないこと
が一般であります。実際問題でいへば
今の御質問のような疑義の点が起り
ますけれども、よく考えて見ますと、
根本方針は民主的に相談されましたも
のを骨にしまして、細かい点につきま
して／＼指示がございするときに、
多少教育長が、教育委員会で決めまし
た事項以外の事柄も、関東民事部の指
示によりまして考慮することが多少あ
るかと思ひますが、總体には心配ない
かと考えております。

それから向う一つは、県会、私共
埼玉県にいますという、県会の方が
財政を握つておられますので、教育委員
会がい／＼な抱負を持つて仕事をし
ましても、果してその仕事をすることに
する予算を県会が難容みにしてくれ
るかどうか非常に疑問であります。教
育委員会がやろうとするい／＼な抱
負を何とか自分達の財布でやりたい、
こゝいふに感ずることが多いので
ございします。こゝいふ点を、今度のこ
の改正法律案に盛り込んで頂ければ結構で
すけれども、若し今度不可能でしたら
ば、いつかの機会にはこれを是非とも
盛つて頂きたい、こゝいふに考へ
ております。

それから尙報酬のことがございま
した、これは教育委員は他の公務員を
兼任することができないのでありまし
て、一例を挙げますと、埼玉県の教育
委員の中に、町村長をしておりまし

報酬を得ていた者が教育委員になりま
して、町村長を当然辞めまして一応無
報酬になった。こゝいふ実情がござい
ますので、その点は法にはございま
すが、もつと明確に教育委員が報酬を受
けてやれるような具体的な法文にして
頂きたいと、こゝ考へております。

それから第一の御質問にお答えしま
すが、この改正法律案に對しまして、
外の委員の意見をどうも山崎は伺つて
おりませんので、い／＼申上げられ
ませんのですが、自分としては、
教育委員会というものは、昨年発足し
まして今日まで一年の歩みを續けて来
ましたのですが、実際にやつておりま
すと、具体的には、こゝいふことも
つとはつきりして置いた方がよい、あ
い／＼いふこともつきりして置いた方が
いい、こゝいふことが沢山ございま
すので、先程私が申上げましたように、
教育長のこの会議に列席して、発言で
きる点なんかも、これは実はこゝして
おきませんと、教育委員会の或る者は
教育長の発言が非常に都合がいいとき
はこれを採用して、不都合なときはそ
れを封するといふようなことがありま
す。県の教育行政に對してい／＼細
かい点を教育長が考へております。そ
れを一応教育委員に示すという場合に
も、或るときは採用して、或るときは
それを封するといふことではないけませ
んの、いつも教育長はこれを教育委員
員会に発言し、或いは教育委員から批
判をして／＼して両方一緒になつて教
育行政を立案して育てようといふことが
必要かと考へます。それで私は教育長
のこれは権限の拡張でなくて、当然教
育委員会がい／＼仕事を上にお
いて、教育長を常に自分たちの側に置

いて、そうしてお互いに相談して行く
といふことを明確にして頂いた方が結
構と思ひます。今申上げたことは一例
ですが、い／＼の点におきまして教
育委員会法の中ではつきりしない点を
今度の法律案でい／＼具体的にたつ
きりして頂きたいと思ひますので、是
非この改正案を今度は物にして頂きた
いと、こゝ考へております。

○委員(田中耕太郎君) 実教育委
員会法の制度が実施されて一年を経過
してあります。教育委員会制度のでき
た以上はあくまで育て上げ、良くして
行かなければならぬ。そのために我
等は努力をいたしておるわけでありま
す。今日教育委員の有力な者がこゝに
証人として御出席になりましたが、ちよ
つと山崎さんにお伺いしておきたいの
ですが、従来、教育委員会制度が実施
せられる前の教育行政の状態と、それ
から教育委員会制度が実施せられたこ
の一年間の教育行政の状態の比較の問
題で、教育委員会が設けられた前の、
これは一切を含めての話であります
が、教育行政の状態が改善せられたか
どうか、改善せられても又更にもつ
と改善する必要も場合によつてはある
のであります。併し兎に角今までの教
育委員会制度がなくて、都道府県知事
の下にその配下の官僚によつて教育行
政が行われておつた状態と、この一年
間の教育行政の、教育委員会の指導の
下における実施の結果と比較して見
て、改善があるかどうか、いわば民主
的にやつて官僚的色彩が排除せられた
かどうかという問題についてお伺いし
たいのであります。具体的に申します
と、先ず今日も問題になりましたこと
の予算の裏付けがない。教育委員会

が財政的の権限を持つていない。併し
ながら教育委員会ができた以上は、実
質上つまり都道府県知事や県議会对
しまして教育委員会というものが、そ
の存在自体によつて前よりも教育予算
を獲得する場合に余程都合が好くなつ
ておるかどうかといふことを一つお伺
いします。

第二に、或いは都道府県内の教育人
事その他につきまして、教育委員会が
できた結果、都道府県知事なり、その
関係がやつておつた場合と違かに公正
且つ適切な委員の任用その他ができて
おると考へてあるかどうか、この二
点を總括の意味で教育委員会制度の
全体について御判断を率直なところを
伺えれば非常に幸せだと思ひます。

○山崎証人 委員長からの御質問にお
答へする前に、甚ださういふ発言の機
会を得まして、申訳ないのでございま
すけれども、先程河野さんから山崎さ
んはさつき失言をしたようだが、こゝ
いふようなこととお話されました。こ
のことについてちよつと先に触れさせ
て頂きます。これは委員会の性格から
申しまして、委員が、先程も申上げま
した通り一般普通の市民が委員になる
という形から申しまして、そうして又
必ずしもフル・タイムそこに勤めるも
のではないといふのが建前でありまし
て、これは當然過ぎる程當然だと考へ
ております。それから向いま一言付け
足さして頂きますならば、教育長の
発言権が大きくなり、それから推薦、
助言の範圍が廣くなつていふという法
律になつておりますけれども、教育長
はどこまでも教育委員会の一一般監督の
下にとりうづが明確になつております
ので、助言や推薦がございまして、

教育委員会をこれと判断いたしましたし、不適当であるならば、推薦も助言もこれを退ける立派な根拠があるのをごさいます。その点は私共で得る限り良心に従ひましてそういう行動を取るつもりであります。一般的教育委員会も私は無論そういう考を持つておると思う者であります。でありますから、法律ができてまして教育長が無暗と権限を振り廻すということは私はないものと考えしております。

それからあと委員長からの御質問でございますが、これは私明確に申し上げるのに甚だ苦しいものであります。非常に割引きいたしまして、少くとも過去の官僚がやつていた時よりも悪くなつて行つたという形跡は絶対にないという事は申し上げられる。それから尙教育予算の点につきましては、我々の主張、相対にいろいろ主張を持つて参りまして、折衝をいたしましたけれども、大体今までは是れが通かにその受入れられる面が多くなつておるように入私に感ずるのであります。併しながら同じ問題を同じ方に対して交渉したわけではございませんので、これは個人の主観的になりますので、はつきりとして今までは教育予算の成立率が多いといふようなことを申し上げることはできないと思ひます。けれども今のままでは如何にいたしまして、その結果する所は教育委員会に自主的にこれを決定するところのものがないのであります。どういたしまして、従属的な形になる。私共がやりたいことが非常にあつて、何かしぼり付けられた馬が鞭を当てられておるような苦しさを感じるのであります。実は教育委員になつておる方が甚だ苦しいので

あります。それから人事の方面に關しましては、これは私は大分公正に行つておると確信しております。大体におきまして、人事の問題につきましては最後案を持つて来るような形ではななに、幾つかの比較対照のものを持つて参りまして、そうしてそれを我々の所ではデイスカッションします。そうして比較研究いたしまして最後の判断を與えるような形を採つております。少くともこれは前よりは遙によくやつておるのではないだろうかといふふうに考へております。

委員長の御質問の二点につきまして、それだけでございまして、大体におきまして今後市町村に教育委員会がそれぞれでき、そうして甚しい問題になりまして、若し法文通りというところ、村にたつた一つの学校がございまして、教育委員と指導主事というものをよく法律の建前でありまして、さうな場合に、教育委員として果して公正なる、すべての人から尊敬を得、そうして又尊敬に値する人がさうに多く日本にあるならば、私共は誠に御同慶の至りだと考へる。ただそれと反対の場合を考へますと、実に寒心に絶えなといふふうな考へております。教育委員会法の今後の在り方によりましては、教育の在り方が末端の各町村におきまして、甚しい言葉であります。崩れて来るのじやないだろうか、さういふ非常な心配を心の中に持つておるのであります。どうかこの教育委員会法を皆様方におきまして健全に発達させられまして、民主的な教育の発展を見たいものと念願して止まないものであります。

したので、質問があつたことであつたら御回答を省略して頂きたいと思ひます。全国教育委員会連絡協議会及び東北六県教育委員会協議会が、最近の発足でありまして、十分これ又連絡も取りかたなことでありますけれども、然らば先程も論議になりました教育財政の確立について強い信條があつた次第であります。更に、五大都市の教育委員の方々もお述べになつたし、又ここに山崎証人に伺つて見たいのは、文部委員は各地に手分けいたしまして教育視察に参りました。その中には、教育委員会法の在り方や現状や将来改良すべき点について言うことが沢山ありますが、その中の一つ、名古屋市の教育委員は、四つのことを文部委員会に要望したい。それは先程の教育財政の確立を考慮されたといひます。その一つのことであります。又二つ目には、五大都市においては高等学校通学区の設置及び変更を市や教育委員に一元化して貰いたいというものがそれでありまして、三つ目には、国庫補助並びに府県の人員費の支弁というものを直接五大都市に配当して貰いたい。第四には、学校建築の補助並びに起償につきましては強力な措置を講じて欲しいといふような要望、これはさつきもありましたが、東京都の教育委員の山崎証人に何かこの点について御意見があつたら、今まで御回答があつたらそれは略して宜しいが、今のことについて若干御意見を聴いておきたいと思ひます。

話でございしたので、何ら私の關係いたしません。団体の意見は、これに付加してなかつたのであります。その点につきまして若しお許しがあれば……

○松野喜内君 結構でございます。

○山崎証人 只今松野委員から御質問のございました五大都市の要求は、大体その中で最も私共に関係しておりますものは、国庫補助並びに府県費支弁の点を直接五大都市に配当せられたいといふことであります。これは先程私が申し上げました通り、五大市の教育事務は或いは予算というものが相当に大きい。小さな県よりも遙かに大きいといふような現実、これは地方自治法の關係がございまして、教育委員会の単独行動のできない問題だと私は了解しております。併しこれは将来の問題といたしまして、今即刻の問題でなくとも考慮したいと思つております。併し国庫負担といふものは、御承知の通りシャウ博士の報告によりまして、将来遠つた形において與えられる問題だと思ひますが、シャウ博士の税制改革が実施されました場合に、たゞは、まだこの考案には何ら触れておりません。又シャウ博士の報告が市町村の自治体基礎を置いたものであるといふことを考へますと、この問題はそう簡単に解決できない問題だと思ひます。そうすると教育委員会はまず、教育財政の監督官として、言換へますならば、平衡交付金が如何に正當に教育方面に配付されるかどうかといふようなことを監視する役目は、教育委員会の一つの重大な役目になるのではないだろうかといふことを、今日シャウ報告の問題までに入るとは

ちよつと先過ぎると思ひます。こんなやうに考へております。

それから北陸の或る方面からは、やはり教育委員会法の改正について教育長の意見だけを聴いて教育委員会の意見を聴かないといふのは怪しからん。大体法案の改正を見ると、やはり教育財政が確立しておらないといふこと。それから法文から見ると教育長の権限が拡大されているように見える点とを指摘いたしまして、北陸の教育委員会方面から決議案を用意して、いふことがございまして、松野さんのお話の通り、教育委員会の連絡協議会最近発足したばかりでございまして、まだ機構がすつかり整いません。将来さういふものを十分整えたら又御指摘願ひたいと思つております。

○河野正夫君 しばかり質問するので遠慮しておつたのですけれども、最後に二点だけを山崎先生にお伺ひいたします。その前に先程の私の質問に後程触れられたのであります。私の實際に申上げたかつたのは、教育委員会の発足以来、現地における各方面の指導が教育委員会の自主性を非常に阻害しておるのではないかと、私が主観的に取れる面があつたのであります。それで教育委員会はフル・タイムでサーヴァイスすべきでない意圖も十分承知いたしております。又あらゆる教育の細かい権限にまで立入ることもできません。立ち至るものが適當でないことも私も承知しております。けれども月に一遍、而も一回の会議が一時、間半くらいに限れといふやうなこともさへも或る地方では言われておる現状を我々承知しておるのであります。これは私個人ではなくして本委員会の調査

委員会で、これを自分の職務としてやるものでなくなるだろうと思います。併し責任は明らかに、委任したのでございますが、決してその職務を與えてしまつたのではございませんから、どこまでも責任は教育委員会にあるということだけ、責任の帰属だけははつきりしております。

○藤田芳雄君　そういたしますと、そこで私のお聴きしたいのは、こういううのが書いてなければどうも拠りどころがないとおつしやるけれども、若しそういう意味のものであるならば、教育委員会法の第四十二條には、教育長は教育委員会会の処理するすべての教育事務を司ると決めてある。同じく四十三條には、教育委員会会の職務権限に属する事項に關する事務を処理させるために、教育委員会には事務局というものを置くということが決められてあるの

だから、あかたの先程説明のように、委員会がこう決めてこれを委嘱するのだ、代理を立てるのだからという事になれば、今の四十三條にはつきり決まられて、そうするものであるという事が決まらなくてはならない、振りどころがないどころじゃない、立派な振りどころがあるのであつて、そういう意味であるならば、こんなものはなくともいいのじゃないかというの、先程河野委員の質問の要点だと思ひますが、それで入れなくてもいいというところに、一つの疑点があるのじゃないかという意味なんです。

○山崎証人 それではお話のところも大体よく分るようによろしく思ひますが、教育委員会の事務というものは、いろいろのものがあつたと思ひます。一つは教育委員会から委嘱された事務もあり、委嘱されな

ないでも教育委員会の事務局として当然やるべき事務もあるの、ごさいます。例えば会議録を作ることも事務でございまして、そういうようなことも全部事務でございまして、取立てて委嘱しないところの教育委員会の事務局の事務というものは沢山ござい

ます。それから調査局もございまして、調査にも行つて貰いますし、戒いは火事がございましては直ぐ飛んで行つて調べて貰います。これは委嘱しないでも教育委員会の事務局で当然なすべき事務の種類に属するものでござい

ます。それから人事の問題であるとか、学校その他の問題にもいろいろございまして、それらのうち、或る点は委嘱できるといふ問題もござい

ます。ですから教育委員会の事務局で当然なすべき日常の事務、或いは職員の出動、早退というやうなものも全部事務的に処理いたしておりますし、係給その他も処理しております。そういうやうな事務の外に教育委員会がなすべき権限の中の一部分を委嘱するといふ形であると思ひます。

○山崎証人 私はそう解釈いたしまして、

○鈴木重一君 大分御熱心な回答がございまして、時間も経つたことと思ひますので、又これらについて質疑の時間、この次に取られることと思ひますから、本日はこの辺で打切られるように動議を提出いたします。

○委員(田中耕太郎君) 只今鈴木委員の御提案がありましたように、

〔松野喜内君、岩間正男君発言の許可を求む〕

○委員(田中耕太郎君) 大分もう時間も経過いたしましたので、本日は尙この法案の逐條審議を続行しなければなりませんから、極く簡単にお願いいたします。ちよつと連記止めて。

〔連記中止〕

○委員(田中耕太郎君) 連記始め

○岩間正男君 この法案そのものとしては、仮に完全に近いものとしても、日本の教育の民主化の現状において一

休果してどういふ性格を持つかということが一番大きいと思ひますが、そういう点から言つて、例えば教育委員の報酬、そういうものが確立されない点で非常にいけないために、従来現状に

合わない点があると思ひますが、その点をどういふ感想を持つておられるか承りたい。

○委員(田中耕太郎君) その点は相

○岩間正男君 それではその点は取消

したしまして、さつき自主性の問題

ですが、例えば一日一時間半とかい

制限を以て、而も月一回といふこと

で、果してこれで教育委員として十分

にその職能を果すことが認められてお

るが、これは東京の場合どういふで

が、地方の場合多いのですが、この点

東京の体から一つ伺いたいと思ひま

す。

それからもう一つ、最近東京都で起

りました問題であります、こういう

問題について教育委員会としていろいろ意見を持つておるのです。併しこれを

法的な点において委員会そのものが

これに對して何か法案改正の場合に、

どうしたらいいかといふやうな意見を

持つておられるかどうか。その三点に

ついて伺いたいと思ひます。

それからもう一つ、坂尾君に

お願いしたいが、これは教育委員会が

満足して、いろいろな待遇とかそ

ういふ場合に、教育委員会ができて

らと、そこに果して得失がどういふ

の通り議々ここで論議いたされまし

た。

それから委員会がいろいろ行動の制

限その他について満足に行かないかど

うかといふ御質問、これも実は先程

その話をいたしておりましたので、時

間の関係上その連記録を御覽願つて、

甚だ失礼でございますが、免れさせて

頂きたいと思ひます。

○岩間正男君 それから第三の、東京

におけるあれはどうですか。

○山崎証人 それも実は、そういう私

は具体的な問題でなしにここで申し上げ

た筈でございます。それも一つ連記録

を御覽願います。

○坂尾証人 お答えを二つに分けて申

上げたいと思ひます。全般的に、教育

委員会ができる以前と現在とを、交

渉の点についてはどうかといふ点につ

いて申上げたいと思ひますが、御承知

のやうに、去年の七月二十二日にマ書

簡が出まして、七月三十一日に政令二

百一号が出まして、我々の争議権や意

義的行為に基くところのいわゆる団体

交渉権が認められなくなつたので、そ

ういふ状態で十一月一日に教育委員会

が発足した関係上、前に知事と交渉し

ておつたときよりも、そういう面にお

いて拘束されたことは事実でありまし

て、そういう中間の特別な事情があつ

たために、全般的な問題についてどう

かといふことについては、結論が出し

にくいと思ひます。それから第二の予

算問題等に関しましては、岩間先生が

おつしやつたやうに、確かに委員会交

渉と、それから県当局の、例えば庶務

課その他の関係者と交渉する、二本の

交渉をやらなければならぬといふ点

になつたことは事実でありまして、こ

れは早く教育財政権の確立が教育委員

会になされなければ、教員組合として

は交渉が非常に能率的に行かない、支

障が多い点がある、こういうふうと思

ひます。以上であります。

○委員(田中耕太郎君) それでは各

証人の方に対する質疑はこれを以て終

了いたしてよろしくございしますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(田中耕太郎君) 御異議ない

と認めます。それでは御挨拶を申上げ

ます。お急ぎの方もございします

から簡単に御礼を申上げます。今日は

この上程になつておりますところの教

育委員会法の一部を改正する法律案に

つきまして、種々の観点からして非常

に有益なる御証言を得ましたことを、

委員会を代表いたしまして厚く御礼を

申上げる次第でございます。

○山崎証人 大変失礼申上げました。

○委員(田中耕太郎君) ちよつと連

記を止めて下さい。

〔連記中止〕

○委員(田中耕太郎君) それでは連

記を繼續して下さい。

それでは逐條審議を、前回に引續き

まして開始することに御異議ございま

せんか。

〔異議ありと呼ぶ者あり〕

○鈴木重一君 異議ありの常習者た

いで閉りますますが、この前も私学法

案の証人に来て頂いて、非常に長い時

間掛かつて意見を聴き、本日も又聴い

の臨時委員会法の逐條審議をやりま
す。又詳細に亘つて、非常に疲勞を
覚えると思ひますので、まだ外に審議す
べきものも沢山ありますので、この際
気分転換の上から、是非この教育委員
会法を明日に廻しまして、この際明る
い気分転換するように、外の審議に
移られんことの動議を提出いたしま
す。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○河野正夫君 鈴木君の動議に賛成
いたしますが、日もないことですから、
今日余りました時間、文化財保護法の
ことを多少審議し、その次、私立学校
法に移り、それからこの教育委員会法
の一部を改正する法律案と、法案審議
をそういう順序にして頂きたい。

○委員(田中耕太郎君) ちよつと速
記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員(田中耕太郎君) 速記を始め
て。それではこれにて暫時休憩いたし
ます。

午後四時五分休憩

午後四時九分開会

○委員(田中耕太郎君) それでは休
憩前に引き続きまして委員会を開きたい
と思ひます。

委員長理事打合会で、今日私立学校
法案を継続審議するというに相談
いたしました。もう時間もあまりあ
りませんけれども、併しまあ五時半位
まで御手配願つて、逐條審議に入りた
いと思ひますが、如何でございましょ
う。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(田中耕太郎君) 緊急上程の
件。

それでは私立学校法案についての逐
條審議を開始いたします。
ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員(田中耕太郎君) 速記開始。
引き続きまして議事日程に追加して審議
いたすことになりました私立学校法、
これは前会で一般論を述べたこと
と存じますので、今日は逐條審議に
入りたいと思ひます。

○政府委員(久保田隆重君) 最初御説
明申上げます前に、前回の御審議の際
にちよつと私が申上げました説明の中
で、多少曖昧な点がございしましたの
で、釈明かた／＼補足させて頂きたいと
思ひます。と申しますのは、大隈先生
からの御質問に、丁度法案が閣議を終
つた後、議院に提出になる間の経緯で
ございしますが、その言葉の中に、これ
は予算とも密着した問題でございま
して、予算がどの程度の限度で確約
できるかどうかという問題が係
つておつたと、こう申上げたわけであ
りますが、その言葉の中のどの程度の
限度でと申上げたことが或いは予算の
多寡によつて監督的な事項の盛り方が
決まつて来るんだといつたようなふう
に取られるような危険がないとも限
りませんので、私の申上げた意味は、
予算がまだ確定的でない、もう予算
が大夫夫、これで決まつたというので
あれば問題がなかつたのであります
が、丁度法案の方を先に進めて行かな
ければならぬ、予算の方は御存知の通
り、補正予算が全体としてだん／＼遅
れて参りましたために、果して予算が
これで固つたと言ふ時期で……法案
として固めます時期には、まだ申すよ
うな段階でございせんでしたので、

どの程度の見当でこの予算が盛ること
ができたかという時期になつたのかと
いうことを申上げたのでありまして、
予算の多寡によつて、監督的な事項の
盛り方を考えるという意味では毛頭な
かつたのであります。言葉が足りませ
んの、或いは誤解を起したのではな
いかと思ひますので釈明させて頂きま
す。

○委員(田中耕太郎君) では読んで
頂きます。

〔久保田政府委員朗読〕

第一章 總則

第一條 この法律は、私立学校の特
性にかんがみ、その自主性を重ん
じ、公共性を高めることによつ
て、私立学校の健全な発達を図る
ことを目的とする。

第二條 私立学校に関する教育行政
及び学校法人については、法律に
別段の定めがある場合を除くほか、
この法律の定めるところによる。

第三條 この法律において「学校」と
は、学校教育法(昭和二十二年法
律第二十六号)第一條に規定する
学校をいう。

第四條 この法律において「各種学校」と
は、学校教育法第八十三條第一項
に規定する各種学校をいう。

第五條 この法律において「私立学校」と
は、学校法人の設置する学校をい
う。

第六條 この法律において「学校法人」と
は、私立学校の設置を目的とし
て、この法律の定めるところによ
り設立される法人をいう。

第七條 都道府県知事は、この章に

は、私立大学以外の私立学校及び
これを設置する学校法人について
は、都道府県知事、私立大学、私立
大学を設置する学校法人及び私立
大学以外の私立学校と私立大学と
をあわせ設置する学校法人につ
いては、文部大臣とする。

○河野正夫君 私は法律に暗いので
が、この定義の三項と四項とは循環論
法のような気がする。「この法律にお
いて「私立学校」とは、学校法人の設
置する学校をいう」ところが又「こ
の法律において「学校法人」とは、私
立学校の設置を目的として、この法律
の定めるところにより設立される法人
をいう」という定義の仕方は法律で
は使つてですか。四項の「私立学校」と
いうのは三項を予想しておるか、そ
うでなければ……予想してゐるとするな
らばどうもぐる／＼廻りになるのでは
ないか。予想しないで第一條のような
私立学校、普通常識的な意味みたいな
んです。これは私はどうも分りか
ねる。こういう條文の書き方という
のは、こういうものでいいのですか
というのを伺ひたいのです。

○政府委員(久保田隆重君) 論理的
に申すと、そういう感じを受けるかも
知れませんが、私立学校とはどうい
うものかというのを定義いたしました場
合には、三項の書き方より方法がない
と思ひます。新しい学校法人という
言葉をここに出して行きますと、法人
を定義する形を探れば、法律的にはこ
ういう形を探るのが一応至当でありま
す。これより方法はないものと思ひ
ます。

○委員(田中耕太郎君) 外は御質疑

第四條 この法律中所轄庁とあるの
は、私立大学以外の私立学校及び
これを設置する学校法人について
は、都道府県知事、私立大学、私立
大学を設置する学校法人及び私立
大学以外の私立学校と私立大学と
をあわせ設置する学校法人につ
いては、文部大臣とする。

第五條 所轄庁が学校教育法の規定
に基き私立学校について有する権
限は、左の各号に掲げるものとす
る。

一 私立学校の設置廃止(高等学
校の通常の課程、夜間において
授業を行う課程及び特別の時期
及び時間において授業を行う課
程、大学の学部及び大学院、育
学校、ろう学校及び養護学校の
小学部、中学部、高等部及び幼
稚部の設置廃止並びに学校教育
法第四十五條(同法第七十條及
び第七十六條において準用する
場合を含む。)の規定による通信
教育の開廃止を含む。)及び設
置者の変更の認可を行うこと。

二 私立学校が、法令の規定に違
反したとき、法令の規定に基
き所轄庁の命令に違反したとき、
又は六月以上授業を行わなかつ
たとき、その閉鎖を命ずること。

第六條 所轄庁は、私立学校に対し
て、教育の調査、統計その他に關
し必要な報告書の提出を求めるこ
とができる。

第七條 都道府県知事は、この章に

は、私立大学以外の私立学校及び
これを設置する学校法人について
は、都道府県知事、私立大学、私立
大学を設置する学校法人及び私立
大学以外の私立学校と私立大学と
をあわせ設置する学校法人につ
いては、文部大臣とする。

○河野正夫君 私は法律に暗いので
が、この定義の三項と四項とは循環論
法のような気がする。「この法律にお
いて「私立学校」とは、学校法人の設
置する学校をいう」ところが又「こ
の法律において「学校法人」とは、私
立学校の設置を目的として、この法律
の定めるところにより設立される法人
をいう」という定義の仕方は法律で
は使つてですか。四項の「私立学校」と
いうのは三項を予想しておるか、そ
うでなければ……予想してゐるとするな
らばどうもぐる／＼廻りになるのでは
ないか。予想しないで第一條のような
私立学校、普通常識的な意味みたいな
んです。これは私はどうも分りか
ねる。こういう條文の書き方という
のは、こういうものでいいのですか
というのを伺ひたいのです。

○政府委員(久保田隆重君) 論理的
に申すと、そういう感じを受けるかも
知れませんが、私立学校とはどうい
うものかというのを定義いたしました場
合には、三項の書き方より方法がない
と思ひます。新しい学校法人という
言葉をここに出して行きますと、法人
を定義する形を探れば、法律的にはこ
ういう形を探るのが一応至当でありま
す。これより方法はないものと思ひ
ます。

○委員(田中耕太郎君) 外は御質疑

第四條 この法律中所轄庁とあるの
は、私立大学以外の私立学校及び
これを設置する学校法人について
は、都道府県知事、私立大学、私立
大学を設置する学校法人及び私立
大学以外の私立学校と私立大学と
をあわせ設置する学校法人につ
いては、文部大臣とする。

第五條 所轄庁が学校教育法の規定
に基き私立学校について有する権
限は、左の各号に掲げるものとす
る。

一 私立学校の設置廃止(高等学
校の通常の課程、夜間において
授業を行う課程及び特別の時期
及び時間において授業を行う課
程、大学の学部及び大学院、育
学校、ろう学校及び養護学校の
小学部、中学部、高等部及び幼
稚部の設置廃止並びに学校教育
法第四十五條(同法第七十條及
び第七十六條において準用する
場合を含む。)の規定による通信
教育の開廃止を含む。)及び設
置者の変更の認可を行うこと。

二 私立学校が、法令の規定に違
反したとき、法令の規定に基
き所轄庁の命令に違反したとき、
又は六月以上授業を行わなかつ
たとき、その閉鎖を命ずること。

第六條 所轄庁は、私立学校に対し
て、教育の調査、統計その他に關
し必要な報告書の提出を求めるこ
とができる。

第七條 都道府県知事は、この章に

は、私立大学以外の私立学校及び
これを設置する学校法人について
は、都道府県知事、私立大学、私立
大学を設置する学校法人及び私立
大学以外の私立学校と私立大学と
をあわせ設置する学校法人につ
いては、文部大臣とする。

○河野正夫君 私は法律に暗いので
が、この定義の三項と四項とは循環論
法のような気がする。「この法律にお
いて「私立学校」とは、学校法人の設
置する学校をいう」ところが又「こ
の法律において「学校法人」とは、私
立学校の設置を目的として、この法律
の定めるところにより設立される法人
をいう」という定義の仕方は法律で
は使つてですか。四項の「私立学校」と
いうのは三項を予想しておるか、そ
うでなければ……予想してゐるとするな
らばどうもぐる／＼廻りになるのでは
ないか。予想しないで第一條のような
私立学校、普通常識的な意味みたいな
んです。これは私はどうも分りか
ねる。こういう條文の書き方という
のは、こういうものでいいのですか
というのを伺ひたいのです。

規定するものは、私立大学以外の私立学校に關して、左の事務を行う。

一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）及び教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四十八号）の規定に基いて行つ校長、園長及び教員の免許状に關する事務

二 学校教育法の規定に基き文部大臣の定める基準に従つて行つ教科用圖書の検定

（私立学校審議會又は私立大学審議會に對する諮問）

第八條 都道府県知事は、私立大学以外の私立学校に對して、第五條各号に掲げる事項を行つ場合においては、あらかじめ、私立学校審議會の意見を聞かなければならぬ。

2 文部大臣は、私立大学に對して、第五條各号に掲げる事項（学校教育法第六十條第一項の規定により大学設置審議會に諮問すべき事項を除く）を行つ場合においては、あらかじめ、私立大学審議會の意見を聞かなければならぬ。

○左藤義隆君 この所轄庁につきまして私立大学審議會のことは「文部省管理局」と二十三條にあります。府県知事の場合には事務を処理するところはどういうような組織を持たせるつもりであるか、これが非常に重要な問題であつて、又事実上私立学校の数が少い府県などでは、一人か二人しかおらんような、ほんの附屬的な局或いは課で処理されるようなことはないでしょうか、原案ではどういふことを予想しておるんですか。

○政府委員（久保田龍雪君） 形式的に申しますと、地方自治法の方で特別にどこ／＼という課で仕事をするとしようという形に現れてないものは、一応総務部に属するといふ形になつております。現実の姿で申しますと、總務部の中に教育室といふのが普通の形でありまして、そこで現在もやつております。將來もそこでやられるのが一つの形にならうかと考えております。

○左藤義隆君 独立の課を置くことができないので、何かの課のほんの附屬的なもので、十分教育行政にも理解のないようなものでやられるような、特小に小さい府県等については文部省では心配しておられないのかどうか伺いたが、果してそういうことが十分所轄庁としてのこれだけの権限を行行使し得るようなことができる自信があるかどうか。

○政府委員（久保田龍雪君） これは府県の事実について検討するより方法はいかかと思ひますが、例えば私立学校が非常に少いといふような府県では、大きく課としておることが却つて実情に附合しないと思ひます。例えば東京とか大阪といふような、学校の数も多く、又仕事の分量も非常に大きいといふような所では、必ずしも課であるとか室であるとかいふことに捉われる問題ではありませんが、実質的に仕事の分量に合したそうした組織を現在相当持つておると見ておる次第でございます。

○左藤義隆君 心配するようですが、今例にお挙げになつた大阪府でも教育課といふものを最近行政整理で廃止しようといふことになつて、結局教育室

○政府委員（久保田龍雪君） お説の通り、できるだけ府県の方で私立学校をより立てるためにそうした事務なり仕事の內容を予測できますように私共善処したいと思つております。

○左藤義隆君 尙第六條についてですが、所轄庁がいろいろな報告書や求めます。従来、例えば文部省から求めらるるに、従来の例ですと、学校教育課から求めて来る。又体育は体育課から求めて来る。同じものを二重にも三重にも、少し種類が違ひ、ちよつと書き方が違ひいろいろな様式を示して、更に私立学校が煩に堪えないようないろ／＼な報告書や求めておるのです。そういう点については第六條には簡単に書いてありますけれども、できるだけ簡便な一本にして求めることができればよいに、その求めるについては、直接接洽者が責任を持つてそういう調査統計をまとめて行くといふふうに、この点も文部省が留意する意思があるかどうか。

○政府委員（久保田龍雪君） この調査統計の資料を求めますような關係につきましては、先般の文部省の改組の際も特に調査普及局の組織を整備し、又拡充もいたしまして、一本にまとめ

て、現在の調査の求め方では、調査局を通さないと、そういうものを勝手にばら／＼に求めるということができないように実は進めて来ておるわけでありまして、これからは御説のような方向に十分行き得ると思ひますが、この上ともそうした方向に取まとめたことを考えます。

○小野光洋君 第五條の第二項で「私立学校が、法令の規定に違反したとき」とありますが、この一般法としての学校教育法には同じ内容のものがない。法令の規定に故意に違反したとき」と「故意」という二字があるのです。特に特別法として私学法を作るに當つて「故意」を削除したというのは特別な理由があるのか、特にその点を伺いたいと思ひます。

○政府委員（久保田龍雪君） 御指摘の通りで、一般学校教育法の方には「故意」の二字が入つておりましたが、これは落ちておるわけでありまして、これはこの法令を作ります時分に一応私共問題にして、法制局あたりとも審議をいたしましたのでありますが、特に「故意」ということを除きましたことによつてこちらの方をきつくと、向うの方をきかしたという趣旨では毛頭ございませんで、「故意」という言葉が入つておつても入つていなくても、この法令の結果として出て来る処置に對する關係は變りはないんだ。むしろこういふことは飾りのような意味の二字に過ぎないといふような見解で落したのでございます。

○小野光洋君 同じ第二項に「法令の規定に基き所轄庁の命令に違反したとき」とありますが、本法によると特に「私立学校に對して有する権限は、左

の各号に掲げるものとする。」といふことと第五條の一号、二号が出ておるわけでありまして、その外に法令の規定に基き所轄庁の命令に違反するといふような條項は、これに當て嵌まるような條項はありますか。これは何を指しておるのでしょうか。

○政府委員（久保田龍雪君） この事例は非常に少いと考えますし、端的に申せばせい／＼六條の報告を求めたことに對する違反程度のものでございませう。

○小野光洋君 若し六條の報告を求めるといふことだけが法令の規定に基き所轄庁の命令といふことであるとすれば、これは直ちに閉鎖命令になるといふことは少し失当ではないかと思ひますが、その点はどうか。

○政府委員（久保田龍雪君） この処置をいたしましたについては後程の規定に出て来るわけでありまして、審議會の意見を聞きましてやらなければならぬといふ形になつておりました。事実上の閉鎖の命令違反に對して直接持つて行くといふような事例は先ずないであらうと考えます。

○小野光洋君 それから第八條に私立学校審議會と私立大学審議會との規定がありますが、この規定に、おの／＼その意見を聞かなければならないと示されてありますが、意見を聞かなければならないといふ内容はどういふことですか、どういふふうな聞き方をしようといふんですか。

○政府委員（久保田龍雪君） この「意見を聞かなければならない」と申します意味は、單に諮問するといふ意味ではなく、必ず意見を聞かなければならぬといふことと同時に、その意見を尊重

予知してあるんですか
ようという事になつて、結局教育室
補充もいたしまして、一本にまとめ
「私立学校について有する権限は、左
ということと同時に、その意見を尊重

するといふ意味と二つを兼ね備えた内
容を持つものと了解しております。
○委員長(田中耕太郎君) ちよつと政
府委員に伺いますが、第五條の第二項
ですが、先程御質問があつたのです
が、この「所轄庁の命令に違反したと
き、これは閉鎖を命ずることとするの
ですが、閉鎖を命ずるといふ意味か
どうか、この点をお伺いいたします。

○政府委員(久保田龍雪君) これは所
轄庁が学校教育法の規定に基づき「私立
学校について有する権限は」と持つて
来ましたところに特別な意味がござい
まして、この権限という言葉が非常に
曖昧なために、多少そうした疑いを持
たれるかと思つたのでありますが、こ
こで申します権限という意味は、直
接に処分的な意味を、行為を伴つた権
限といふことをあらわしてないよう
に思つております。そのために学校教
育法の中にあるもので、或いは限定的
にこれによつて排除されるもの、又こ
れによつて限定的に排除されなくて、
教育法がそのまま掛かつて来る場合も
ございします。

○委員長(田中耕太郎君) この第五條
の第二号ですが、先程御質問があつた
とき、その所轄庁の命令に違反したと
き、こうこうという場合には閉鎖を
命ずることを得るとして、そうしてこ
こに権限の中に閉鎖を命ずることとこ
うあれば用意周到じゃないかと思いま
すが、簡単にここに規定したためにこ
ういふことになつたのじゃないかと思
うのです。今の答弁せられたところで
意味は分りました。

○河野正夫君 私その点を伺おうか
と思つておつたのですが、ここにある
第二号は教育基本法第十三條の規定で
ございしますね。ところがこの第五條の
就起し本文を見ますと、「学校教育
法の規定に基づき私立学校について有す
る権限は、左の各号に掲げるものとす
る。」といふので、これ以外にないとい
ふ意味で重複をしたのか、或いは学校

教育法にあるからついでにこつちも明
瞭にするために挙げたのか、その点を
一つお伺いしたい。
○政府委員(久保田龍雪君) これは所
轄庁が学校教育法の規定に基づき「私立
学校について有する権限は」と持つて
来ましたところに特別な意味がござい
まして、この権限という言葉が非常に
曖昧なために、多少そうした疑いを持
たれるかと思つたのでありますが、こ
こで申します権限という意味は、直
接に処分的な意味を、行為を伴つた権
限といふことをあらわしてないよう
に思つております。そのために学校教
育法の中にあるもので、或いは限定的
にこれによつて排除されるもの、又こ
れによつて限定的に排除されなくて、
教育法がそのまま掛かつて来る場合も
ございします。

○河野正夫君 そうだとすると、この
第二号は仮になくても用が済むといふ
ことになりませんか、なりませんか。と
いふのは学校教育法の第十三條に同じ
條文があつて、これは公立にも私立に
も適用されることでありまして、第
十三條は……ところがそうであるな
らば、学校教育法にすでにあるのだか
ら、私立学校に対して当然この第二項
にあるようなことは所轄庁は行うこと
ができるわけなんでありまして、まあ学
校教育法第十三條によれば監督庁とな
つておりますからできるものでして、こ
こに書かなくてもいいという理論が成
立ち得るか否かといふことを伺いたい
と思ひます。

○政府委員(久保田龍雪君) 学校教育
法の方は、この公立と私立の関係を包
括的に書いてあるわけでありまして、
こちらは私立学校だけを抽出してこち
らに移し替えて来たといふような関係
で、同時にこれは第二條に「法律に別
段の定めがある場合を除く」といつた開
係との筋から、一応ここに出して来
たといふのでありまして、十三條はそ
の意味で十三條の方が半分効力を失つ
て来ておるといふふうに考へておるの
であります。

○河野正夫君 そこで私承りたいので
す。半分効力を失つて来ておるとすれ
ば、「故意に」といふことをとれば、
「故意に」といふことはなくなつたとい
うだけの効果で、この私立学校法の方
で生じて来るといふことになりはしま
せんか。
○政府委員(久保田龍雪君) 文字だけ
をさういふふうに引抜いて考えます
と、さうした解釈も一応できるかと思
ひますが、先程御説明申し上げましたよ
うに、故意でないといふように思へる
違反といふものが、こゝういふ処罰規程
については全然意味がないのだといふ
解釈が立ちましたので、故意による場
合といふ解釈を考へなかつたのでござ
います。

○河野正夫君 それならば普通こゝう
いふ法案の提出のときにやられますよ
うに、附則なんかでついでに学校教育
法第十三條の方を改正して「故意に」を
取るべきではなかつたか、その点はど
うでありますか。「故意に」はこゝうい
ふ法律においては、無駄であり必要がな
いといふ御意見のようでございます
ね。さうして見たならば学校教育法の
第十三條の「故意に」も無駄であり、必
要がないといふ解釈が成立し得るわけ
です。それをなぜ片方で改正をやらな
かつたか。

○政府委員(久保田龍雪君) この法令
が一応一般的な形を採りましたため
に、さうした個々の修正をむしろ遠慮
したと申しますか、控えてやりません
だけで、御承知のように嚴重に申せば
さういふ仕方を取るのが本當だつたと
考へます。

○河野正夫君 ところが私立学校法の
原案には、原案の原案かも知れませ
んけれども、「故意に」が加わつておつた
のを故意に(笑)取つたといふこと
を私は聞いておるのです。殊更に取つ
たのだからそこには何らかの意味があつ
たのではないかといふことを私は伺つ
ておるのです。

○政府委員(久保田龍雪君) 先程法制
局との審議過程にさうしたことを審
議いたしました中申し上げましたよう
に、一番最初のものにあつて、いよいよ
よこに出て来る時分になつたため
に、わざとさういふ「故意に」を外
して、假令の區別を出したかのよう
に御了解になつたのかも知れませ
んが、先程から申し上げました通り、さ
うした區別は全然考へておりません。

○田中芳雄君 監督庁といふのと所轄
庁といふのは、どういふ使い分けがあ
るのか、一応承りたいと思ひます。
○政府委員(久保田龍雪君) 従来こ
うした直接的な事務を行うという権限と
監督の関係といふものを現すのは、
監督といふものをせずと現すのが今ま
での古い形の常識であります。た
ま監督庁といふ言葉よりは所轄庁とい
つたような言葉で内容が盛り込める
ならば、その方が一応よろしかうと
いふだけのことでありまして、特に使
い分けと申した程の意味はございま
せん。

○田中芳雄君 そうすると同一に見て
差支ないといふことですか。
○政府委員(久保田龍雪君) 内容的に
申しますと、同一の疑問が相当多いと
思ひますが、わざとこゝうした現し方
をしました意味は、監督といつたよう
な言葉は成るだけ避けたいといふこと
から、こゝういふ処理にいたしましたわけ
でございします。

○田中芳雄君 いや私は法律的に違
いがあるかないかといふことをお伺いし
てゐるのであつて……
○政府委員(久保田龍雪君) 法律的に
と申しますと、監督庁といつたような
言葉が、文部省のこゝういふ関係の外
の方にあつて、たま／＼こゝからは外
されておるからといふ意味でございま
す。

○田中芳雄君 そうです。他の法律と
の通關がありますから、それで実はは
つきり伺ひたい。
○政府委員(久保田龍雪君) 学校教育
法の制定の後からは、監督庁といふ言
葉を避けてこの所轄庁といふ言葉を使
う形になつて来ておりまして、法律上
の特殊な差異といつたようなものはな
いと考へております。

○田中芳雄君 差異がないとして、同
一であるとするならばいいのですが、
それならば所轄庁なんという言葉を
用いないで監督庁とした方がいいのじや
ないか。若しその間差異があるものと
するならば、第五條で所轄庁が学校教
育法の規定云々と言われましてけれど
も、所轄庁の規定は学校教育法にはな
いのでありますから、その五條は成り
立たないと思ふが、その意味において
今同一であるならば、むしろ監督庁と
なるべきかと思ふのですが、その点は
どうですか。

○政府委員(久保田龍雪君) 内容的に
申しますと、同一の疑問が相当多いと
思ひますが、わざとこゝうした現し方
をしました意味は、監督といつたよう
な言葉は成るだけ避けたいといふこと
から、こゝういふ処理にいたしましたわけ
でございします。

○田中芳雄君 いや私は法律的に違
いがあるかないかといふことをお伺いし
てゐるのであつて……
○政府委員(久保田龍雪君) 法律的に
と申しますと、監督庁といつたような
言葉が、文部省のこゝういふ関係の外
の方にあつて、たま／＼こゝからは外
されておるからといふ意味でございま
す。

○田中芳雄君 そうです。他の法律と
の通關がありますから、それで実はは
つきり伺ひたい。
○政府委員(久保田龍雪君) 学校教育
法の制定の後からは、監督庁といふ言
葉を避けてこの所轄庁といふ言葉を使
う形になつて来ておりまして、法律上
の特殊な差異といつたようなものはな
いと考へております。

○田中芳雄君 差異がないとして、同
一であるとするならばいいのですが、
それならば所轄庁なんという言葉を
用いないで監督庁とした方がいいのじや
ないか。若しその間差異があるものと
するならば、第五條で所轄庁が学校教
育法の規定云々と言われましてけれど
も、所轄庁の規定は学校教育法にはな
いのでありますから、その五條は成り
立たないと思ふが、その意味において
今同一であるならば、むしろ監督庁と
なるべきかと思ふのですが、その点は
どうですか。

○政府委員(久保田龍雪君) 内容的に
申しますと、同一の疑問が相当多いと
思ひますが、わざとこゝうした現し方
をしました意味は、監督といつたよう
な言葉は成るだけ避けたいといふこと
から、こゝういふ処理にいたしましたわけ
でございします。

○田中芳雄君 いや私は法律的に違
いがあるかないかといふことをお伺いし
てゐるのであつて……
○政府委員(久保田龍雪君) 法律的に
と申しますと、監督庁といつたような
言葉が、文部省のこゝういふ関係の外
の方にあつて、たま／＼こゝからは外
されておるからといふ意味でございま
す。

○田中芳雄君 そうです。他の法律と
の通關がありますから、それで実はは
つきり伺ひたい。
○政府委員(久保田龍雪君) 学校教育
法の制定の後からは、監督庁といふ言
葉を避けてこの所轄庁といふ言葉を使
う形になつて来ておりまして、法律上
の特殊な差異といつたようなものはな
いと考へております。

○政府委員(久保田龍藏君) 第五條について特に御指摘であります。この所轄庁は、学校教育法では監督庁になつておりました。それが実体的には知事でございます。この場合に、知事において、又知事の關係に行きまして、実質的にそこに差異を来たしてしまふので、その間には矛盾はないものと考へております。

○委員(田中耕太郎君) 第八條まで別に御発言ございませんか。

○小野光洋君 第五條の第一号及び第二号は、共に設置の変更の認可をすること、或いは閉鎖を命ずることであるのですが、それについては、この私立学校審議会及び私立大学審議会の意見を聞かなければならないということ、第八條において定められております。この意見を聞かなければならない事項は、認可する場合だけで、認可、不認可、或いはその申請に対する審査、それから認可或いは不認可と確定するそれまでの過程全部を含むのか、認可の場合だけは相談をするが、意見を聞くが、不認可の場合は聞かない。或いは閉鎖を命ずるときはいいが、その閉鎖を命ずるまでの過程においては聞かないのであるというような疑義があり得ると思うのですが、それについての見解を……

○政府委員(久保田龍藏君) その場合は、広く全部を含むと御解釈を願いたいのであります。

○河野正夫君 さつきの御説明では、第五條は学校教育法の規定の或る部分を排除して、或る部分を含むというようになはつきりしない御答弁だつたと承知するのですが、例えば、学校教育法の第十四條にあるいふ「な設備その

他についての変更命令をすることができるといふような項目が、最初の私立学校法案の草案の或る種の時期にあつたと聞いておりますが、これを削つた。この法案で削つても学校教育法の方に、そのまま存置されるとすればその第十四條が適用を受けるのか受けないのか。

○説明員(福田繁君) 今の御質問につきましてはお答えいたします。第五條の本文の書き方は所轄庁が学校教育法の規定に基づいて、私立学校に対して有する権限、こういう具合に限定列挙いたしております。従つて先程久保田政府委員から御答弁いたしましたように、この権限はいわゆる処分的な行為を伴う権限でございますので、学校教育法第十四條のごときものはこれには入らない。こういう具合に解釈いたします。

○委員(田中耕太郎君) それでは一応八條まで又御疑問が起りましたら遡ることになりますして、第九條、十條一括して問題に供します。

〔久保田政府委員朗読〕

〔私立学校審議会〕

第九條 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、都道府県に、私立学校審議会を置く。

2 私立学校審議会は、私立大学以外の私立学校及び私立各種学校に関する重要事項について、都道府県知事に建議することができる。

第十條 私立学校審議会は、十人以上二十人以上以内において都道府県知事の定める員数の委員をもつて、組織する。

2 委員は、左の各号に掲げる者の

うちから、都道府県知事が任命する。

一 当該都道府県の区域内にある私立の小学校、中学若しくは高等学校の校長、私立幼稚園の園長、これらの学校の教員又はこれらの学校を設置する学校法人の理事

二 学識経験のある者

3 都道府県知事は、前項第二号に規定する者のうちから任命される委員の数が同項第一号に規定する者のうちから任命される委員の数の三分の一以内になるように、それぞれ定数を定めなければならない。

4 都道府県知事は、第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員の定数のうちの一人を同号の規定にかかわらず、当該都道府県の区域内にある私立の盲学校、ろう学校、養護学校若しくは各種学校の校長若しくは教員又はこれらの学校を設置する学校法人若しくは第六十四條第四項の法人の理事のうちから任命することができる。

5 第二項第一号又は前項に規定する者のうちから任命される委員のうち、校長若しくは園長又は教員である理事以外の理事のうちから任命される委員の数は、第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員の定数の半数以内とする。

○松野喜内君 第十條の私立学校審議会は十人以上二十人以上以内において云々とあります。そうしてその第四項において、委員の定数の中一人を都道府県

の私立学校、各種学校等の校長若しくは教員又はこれらの学校を設置する学校法人若しくは第六十四條第四項の法人の理事の中から任命することができるとありますが、私のお尋ねしたいのは、実施する場合において、こうして各種学校の最も数多いものから、二十人の中一人でいいでしょうかということとを心配するのです。一人と限定されるのは……もつと数を殖やす必要はないか。

○政府委員(久保田龍藏君) この私立学校の委員の十人以上二十人の方の關係は、その県における学校の数、又学校の内容というところから、必ずしも一定するわけに行きませんので、小さければ十人あれば十分でしょう。大きいところでは相当数、それ以上あつて……併し二十人を超える程の必要はあるまいという考へでございます。

現在の各種学校あたりの数は、数から申しますと御指摘の通り非常に沢山ございまして、全部で三千を超えてくつたようになっておると思いますが、この私立学校の運営を、又私立学校についての特別な重要な事項を特に審議するといふたような關係から申しますと、その各種学校の人が必ずしもそう重きをなす形のものもあるまい。むしろ特定な一人の意見をまとめて出してくる人があれば大体事足りるのではないかと考へたのでございまして。

○松野喜内君 この点は少し文部当局において更に、即ち各種学校の事情をもう少し慎重に御察願ひ、その内容その他においても確かに考慮に考へる必要はないのだと言われるところに輕視しておられる、輕く見ておられる感がある。實際とはちよつと違つておる

所があるからお尋ねしたので、こういう点はよく考へて見なければならぬと思ひます。敢えて一人を二人にしろと強く言うのではありませんが、文部省は日本の教育情勢を見て、それを實情に即してやる。こういう点について考へなければならぬと思つておるからお尋ねした次第です。

○河野正夫君 疲れて来て頭が悪くなつたせいか、よく文章の読めないところがあるのですが、十條第五項……まあ先にこの趣旨を伺つたら文章が読めるかも知れませんが、どういふ趣旨でございませうか。

○説明員(福田繁君) 第五項の趣旨は、これは校長若しくは園長又は教員から出ましたところの理事以外の理事の数を制限いたしました規定でございまして、この第二項の第一号の中で、そういうた、例えば学校法人の理事というふうなものが全部占めてしまふといふことは適當でないといふことである。

○河野正夫君 そうしますと、まあ簡単に言えば、普通の理事を半数以下に限らうという意味でございませうか。

○説明員(福田繁君) そういう趣旨でございませう。

○河野正夫君 そうすると「校長若しくは園長又は教員である」というのはすべてその次の「理事」に應ずるのでございませうか。

○説明員(福田繁君) そうでございませう。

○河野正夫君 分りました。

○藤田芳雄君 そういたしますと、今度は逆に理事でない教員はこの委員の中に入れないということになるのでありますか。

○政府委員(久保田重吉) 決してそ
ういふ排除した意味ではございませ
ん。

○田中耕太郎 じゃ入るわけですね。

○政府委員(久保田重吉) 入るわけ
でございます。

○田中耕太郎 そういたしますと、今
の五項の「校長若しくは園長又は教員
である理事以外の理事」ですから、そ
の外の理事でないところの教員もいる
ということになるわけですね。

○政府委員(久保田重吉) 御指摘の
通りでございます。

○河野正夫 そうですね、こ
れは意見になるのかも知れませんが、
第五項の通り運用しても、全部第二
項第一号の委員は学校法人の理事で占
められるということも可能なのでござ
いますね。一般の理事と、それから校
長若しくは園長又は教員で理事を兼ね
る者、こういう者だけで占められるこ
とも可能だというわけですね。

○政府委員(久保田重吉) この理事
関係だけについてはそういう場面も起
ります。

○委員(田中耕太郎) それでは第
十一條を議題にいたします。

〔久保田政府委員朗読〕
〔委員候補者の推薦〕

第十一條 都道府県知事は、前條第
二項第一号に規定する者のうちか
ら委員を任命する場合において、
当該都道府県の区域内にある私立
大学以外の私立学校の教育一般の
改善振興を図ることを目的とする
団体で、これらの私立学校の総数
の三分の二以上をもつて組織され
るものがあるときは、当該団体の
推薦する候補者のうちから当該委

員を任命しなければならない。但
し、当該団体は、その団体を組織
するこれらの私立学校に在籍する
児童、生徒及び幼児の数が当該都
道府県の区域内にあるこれらの私
立学校に在籍する児童、生徒及び
幼児の総数の三分の二をこえるも
のでなければならぬ。

2 前項の規定により同項の団体が
推薦する候補者の数は、前條第二
項第一号に規定する者のうちから
任命される委員の定数の一倍半以
上とする。

3 都道府県知事は、一月を下らな
い期間を定めて、その期間内に第
一項に規定する候補者を推薦する
ことを同項の団体に對して求める
ものとする。但し、当該期間内に
推薦がないときは、第一項の規定
にかかわらず、職権をもつて委員
を任命することができる。

4 第一項の規定に該当する私立学
校の団体が二以上あるときは、こ
れを組織する私立学校が最多数で
ある団体に對して委員の候補者の
推薦を求めるものとする。

5 前項の規定に該当する私立学校
の団体が二以上あるときは、これ
らの団体に對してそれぞれ第二項
に規定する員数の候補者の推薦を
求めるものとする。

6 前五項の規定は、前條第二項第
一号に規定する者のうちから任命
される委員に欠員を生じた場合に
おける補充委員の候補者の推薦に
ついて適用する。此の場合におい
て、第二項中「委員の定数」とあ
るのは、「補充委員の数」と読み替
えるものとする。

○委員(田中耕太郎) そこまで。
○河野正夫 第四項はおかし
くないですか。第二項の規定を見る
と、私立学校の総数の三分の二以上を
以て組織された団体という、三分の
二を以て組織された団体が二つあると
いうと、三分の四になる、一箇三分の
一という数が出て来るのですが、これ
はどうなんですか。

○政府委員(久保田重吉) これは加
入する学校の関係が重複する場合を考
えたのでございませう。三分の二の或
部分が双方に加入してゐる。そうい
つた団体が二つある場合を計算に入れて
おるわけでありませう。

○委員(田中耕太郎) 第十一條
別に御発言はありませうか……ありま
せんければ十二條、十三條、十四條を
議題にいたします。

〔久保田政府委員朗読〕
〔委員の任期〕
第十二條 私立学校審議会の委員の
任期は、四年とする。但し、欠員
が生じた場合の補充委員の任期
は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ
る。
〔会長〕
第十三條 私立学校審議会に、会長
を置く。

2 会長は、委員が互選した者につ
いて、都道府県知事が任命する。
3 会長は、私立学校審議会の会務
を總理する。
〔委員の解任〕
第十四條 都道府県知事は、私立学
校審議会の委員が心身の故障のた
め職務の執行ができないと認め
るときその他委員として必要な資格

性を欠くに至つたと認めるとき
は、私立学校審議会の議を経て、
これを解任することができる。
○委員(田中耕太郎) そこまで。
第十二條乃至第十四條はよろしうござ
いますか……それでは第十五條より十
七條を議題にいたします。

〔久保田政府委員朗読〕
〔議事參與の制限〕
第十五條 私立学校審議会の委員
は、自己、配偶者若しくは三親等
以内の親族の一人以上に関する事件
又は自己の關係する学校、各種学
校、学校法人若しくは第六十四條
第四項の法人に関する事件につい
ては、その議事の議決の議決に加
わることができない。但し、會議に
出席し、発言することを妨げない。
〔委員の費用弁償〕
第十六條 私立学校審議会の委員
は、職務を行うために要する費用
の弁償を受けることができる。

2 前項の費用は、都道府県の負担
とする。

3 費用弁償の額及びその支給方法
は、都道府県の條例で定めなけれ
ばならない。
〔運営の細目〕
第十七條 この法律に規定するもの
を除くほか、私立学校審議会の議
事の手続その他その運営に關し必
要な事項は、都道府県知事の承認
を経て、私立学校審議会が定め
る。

とどう違ふかということをお尋ねした
と思ひます。
○説明員(福田繁) 十四條の書き方
は、これは他の場合とちよつと變つて
おりますが、「議を経て」とありますの
は、私立学校審議会の多数の意見に基
きまして、そうして解任するという意
味でございます。これは地方公務員法
の建前からさういふふうに規定いたし
たのであります。

○河野正夫 趣つて申しませんです
が、第八條の場合にも、これは私立学
校審議会の議を経てことを決するとい
うふうにしては何か不都合があるの
でございませう。文章はどう書こうと
も、要するに今説明のあつた通り、私
立学校審議会の議を経ていろ／＼や
る、意見を聞くというのには聞いて用
ない、聞いていい、それつきりになつて
もいいという場合もあり得るわけであ
りますが、さうしないで議を経てとす
ることが不都合であるという点がある
ならば、その例を承りたい。

○説明員(福田繁) 前の場合は、こ
れは私立学校の審議会の性格が一般的
な諮問機関という性格でございませう
で、意見を聞くということに書いてご
ざいます。第十四條の場合におきまし
ては、これは地方公務員法の関係から
特に審議会の委員の身分保障という意
味におきまして議を経てと書いて
おるのであります。単に委員の身分保
障ということを特にこの規定の上に現
した問題でありまして、他の場合とは
ちよつと規定の目標を異にいたして
おります。

○河野正夫 いろ／＼な審議会がご
ざいます、例えば金融の審議会とい
つたような場合には、この審議会の議

を経て大蔵大臣が行う、こうあるのです。金融のようなことは民間実業家の意見を、多数の意見を十分聞かなければならないが、私立学校については監督庁という言葉を使うということは違ふ。虚なすつたようであつますが、所轄庁がただ意見を諮問機関に伺へばいいのであつて、多数の意見であつても用いなくともいい、そういう立場でやつたのであるかどうか。

○政府委員(久保田龍蔵君) 只今御指摘のような區別は全然考へておらんでございませう。只今説明員が申し上げましたように、身分保障の關係で只今の場合は議を経てという言葉を使つたのであります。全体がそうした區別に立つたわけではなく、諮問機関であるという性質のために一応そう書いたに過ぎませんが、事実の運営なり、又これを聞く形の上で「議を経て」と内容的には同じことを現しておるようには解釈して私共は参つたのであります。

○委員(田中耕太郎君) 十四條乃至十七條について別に御発言ありませんか。それでは十八條から二十四條まで。

〔久保田政府委員朗読〕

〔私立大学審議會〕

第十八條 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、文部省に、私立大学審議會を置く。

2 私立大学審議會は、私立大学に關する重要事項について、文部大臣に建議することができる。

〔委員〕

第十九條 私立大学審議會は、二十人の委員をもつて、組織する。

2 委員は、左の各号に掲げる者のうちから、文部大臣が任命する。

一 私立大学の学長若しくは教員又は私立大学を設置する学校法人の理事

二 学識経験のある者

3 文部大臣は、前項第二号に規定する者のうちから任命される委員の数が同項第一号に規定する者のうちから任命される委員の数の三分の一以内になるように、それぞれの定数を定めなければならない。

4 第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員のうち、学長又は教員である理事以外の理事のうちから任命される委員の数は、同号に規定する者のうちから任命される委員の定数の半数以内とする。

〔委員候補者の推薦〕

第二十條 文部大臣は、前條第二項第一号に規定する者のうちから委員を任命する場合において、私立大学の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体で、私立大学の総数の三分の二以上をもつて組織されるものがあるときは、当該団体の推薦する候補者のうちから当該委員を任命しなければならない。但し、当該団体は、その団体の組織する私立大学に在籍する学生の数が私立大学に在籍する学生の総数の三分の二をこえるものでなければならない。

2 第十一條第三項から第六項までの規定は、私立大学審議會の委員の候補者の推薦について準用する。この場合において、同條第三項中「都道府県知事」とあるのは

「文部大臣」と、同條第四項及び第五項中「私立学校」とあるのは「私立大学」と読み替へるものとす。

〔委員の免職〕

第二十一條 文部大臣は、私立大学審議會の委員をその意に反して免職し、又は懲戒処分として免職しようとするときは、私立大学審議會の意見を聞かなければならない。

〔委員の費用弁償〕

第二十二條 私立大学審議會の委員は、非常勤とする。

2 委員は、その職務に対して報酬を受けない。但し、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、文部大臣が、大蔵大臣に協議して定める。

〔庶務〕

第二十三條 私立大学審議會の庶務は、文部省管理局において処理する。

〔準用規定〕

第二十四條 第十二條、第十三條、第十五條及び第十七條の規定は、私立大学審議會について準用する。この場合において、第十三條第二項及び第十七條中「都道府県知事」とあるのは、「文部大臣」と読み替へるものとす。

○大隈信幸君 第十條で或いは御質問があつたと思うのですが、私ちよつと席におりませんでしたので、この十九條の方で伺いたいのですが、これは大学の場合約ですか或いは大分前のと趣が違ふと思うのですが、この第十九條

の二項の第一号ですと、「私立大学の学長若しくは教員又は私立大学を設置する学校法人の理事」の中から任命するということになつておりますが、この場合大体どういふうなことを予想しておられるか、大学の学長ばかりになるのか、或いは教員ばかりか、或いはその法人の理事者、そういう割合がどういふうに考へておられるか。若し構想があれば承りたいと思ひます。

○政府委員(久保田龍蔵君) 別に割合を予定するといふわけには参らんであります。推薦をされる形になつておりますので、各界から、必ずしも学長に限らず、学部の關係を代表するとか、法人の關係を代表するといふ意味の人が、各層の多くの人が選ばれることを希望しております。

○大隈信幸君 そういたしますと非常に推薦が偏るような場合もあるわけですね。

○政府委員(久保田龍蔵君) そうしたことも一応予定いたしました。ただ定数通りの推薦を願はずに、一倍半といつたようなことを考へたわけでありませう。

○藤田龍雄君 今の前の十條ともちよつと関連するので、ここで又お伺いしたいと思うのですが、大分数の割合と、いふものを嚴格に決めてございませうか、どうした基準からこういう数を割り振つたのでございませうか、何か基準があつたのでございませうか。

○政府委員(久保田龍蔵君) 只今申しましたように、格別基準を、大きな根拠を求めて出したわけではないのでございませうが、一応この辺が妥当であらうといつたような線からそれ／＼の基準を考へて見まして、それに適応する

ような割合といふものを考へたのでございませう。

○藤田龍雄君 實は私立学校と言いますと、結局経営者といふものの考へ方になります。或いはその学校の自主性といふような立場から考へるものがあり、それを批判するものとして又学識経験者といふものもあるわけでありませう。その振り割り方法において経営者側の者が半数以上の三の割合を取つて、いわゆる關係のないところの第三者の立場に立つて見てやるといふ学識経験者に當るものがその三分の一、大体三対一の割合になるわけですね。特に意識的にそういうところを拵えたわけですか。

○政府委員(久保田龍蔵君) この法案全体がこれは自主的に私立学校側で私立学校のお互い同志が自律的に動けるように、又動いて貰ふことを念願した形で作りましたために三対一といつた形を出して、たま／＼一方はできるだけ私立学校の自主的な線に対しても向公的な性格にしたいといふ点から考へたのでございませう。

○河野正夫君 先程第十四條で質問をしたので、その議を経てといふことの意味は分つたのですが、身分保障の意味である、それで多数の意見に従うという意味であるといふお話でありましたが、第二十一條で今度私立大学審議會の委員を解任する場合、或いは解任どころか懲戒処分として免職する場合に意見を聞かなければならないとあつて、これは議を経ていない。この点はどういふわけでございませうか。

○政府委員(久保田龍蔵君) それはこちらの方は国家公務員の形になりますので、国家公務員法の規定からこうし

た形になつて来るので、さきの十四條の方は地方公務員の形でありまして、そして委員として任用される職務の性格による區別で、止むを得ない規定であります。

○河野正夫君 そうですと、これもお伺いしようと思つておたつたのですが、丁度その言葉が出て参つたのでありますが、私立大学審議会の委員は公務員である。恐らく特別職でございましょう。と同時に、私立学校審議会の委員は、恐らく同じ考え方に従へば地方公務員の立場をとる筈であります。先ずそういうふうにして、よろしいかどうかを、最初に伺いた

○説明員(福田繁君) 御質問の通りであります。

○河野正夫君 地方公務員であるところの教育委員会の委員については、その職務について非常に丁寧過ぎる、な

くとも分るような規定を最近になつて文部当局は、その改正法律案の中に持つて来たのであります。ところが地方公務員どころか、もつと重要な国家公務員であるところの私立大学審議会の委員について、そういう職務について

の、あらずもがなと我々は考えるけれども、そういう規定が入らなかつたのは、如何なる理由であるか。必要がないという御意見であれば、教育委員会法の改正法律案の趣旨と相反すると思

うのですが、この点について極めてはっきりと御説明を願ひたい。

第八部

文部委員会會議録第八号

昭和二十四年十一月二十八日【参議院】

か、それは重要だ」と呼ぶ者あり。地方の教育委員会の委員の方は特別職でございませう。

○河野正夫君 前の方がはつきりしませんでしたが、私立大学審議会の委員、これは国家公務員として、私立学校審議会の委員は地方公務員として、それが今の御説明では一般職であるところのお話されたと思ひますが、そう承してよろしいのですか。

○政府委員(久保田龍彦君) さようでございます。

○松野喜内君 私立大学の学生あたりの意向とか、或いは学生の親たる者達

が、その意向をこうした審議会に通ずるようになつてゐることは、どんな具合ですか。この大学審議会の方の学

識経験者を通してそういうことを反映されるのかどうか。学生の父兄たる者の

意思を反映することについて考えておられるかどうか。生徒などの意向を

どんなふうになつて反映して行くか。それについてお話願ひたいと思ひます。

○政府委員(久保田龍彦君) この審議会につきましましては、それらの学校を代表して来る関係の入りが集まりま

す。学識経験者の場合においても、そういう傾向の者が相当多いと考へるの

であります。それらの学校を通して学生の関係を反映させて頂くという形

にありたいと考へます。むしろお話の焦点は、この審議会よりは、学校の評

議員会あたりの点に強く出て来る形が

あれば、尚その方がいいのではないかと

思つております。

○堀江謙二郎君 この二十二條と十六條との違いは、どうしてそういうふうになつてゐるのか。十六條では「私立学校

する費用の弁償を受けることができる」とあり、二十二條では「委員は、その職務に対して報酬を受けない」と

特に断つてある。それから「但し、職務を行つたために要する費用の弁償を受けることができる」と、これは同じで

すが、大学審議会の方では特に報酬を受けない。それから特に非常勤とする。そうすると、私立学校の審議会の

委員は非常勤なのですか。

○説明員(福田繁君) 十六條と二十二條の関係は、その書き方の違いは、地方公務員と国家公務員の関係から出て

来るわけでありまして、二十二條で「報酬を受けない」と書いてありますの

は、審議会の委員としては報酬を出さないという建前を取つたからでありま

す。十六條の方にその報酬を受けない

と書いてない理由は、地方におきましては、財政上出し得る場合においては都道府県において出してもいい、ように、その辺は先ず自由裁量に任した方が

いいだらうという意味であります。

非常勤という意味におきましては同じであります。国家公務員の建前からい

は、他はいわゆる兼職の場合がござい

ますので、特に国家公務員法の建前

から、私立大学審議会の委員につきま

しては非常勤と規定いたしましたのであります。

○堀江謙二郎君 私立学校審議会でも、十六條で、やはり兼職の人が多いじや

ないですか。

○説明員(福田繁君) 地方公務員の場

合につきましましては、特に非常勤とする

ということを書かないでも当然できる

わけでありませう。

○左藤義雄君 今の私立学校審議会の

委員を一般職の公務員とするというこ

とについては、いろいろ影響するところがあると思ひますので、この点も

う一度この次に保留しておいて、もう少しこの次に質問したいと思ひます。

○河野正夫君 第二章で終つたのです

が、ここで本日の委員会の審議はおしまいにしたら如何ですか。

○委員(田中耕太郎君) 河野君の動議に御異議ございせんか。

○委員(田中耕太郎君) それでは御異議ないと認めまして、本日の委員

会はこの程度で以て閉会いたします。明日は午前十時から委員会を開きます。

午後五時四十一分散会、出席者は左の通り。

委員 田中耕太郎君

理事 若木 勝藏君

松野 喜内君

木内キヤウ君

藤田 芳雄君

河崎 ナツ君

河野 正夫君

左藤 義雄君

小野 光洋君

大隈 信幸君

堀江 謙二郎君

三島 通陽君

山本 勇造君

岩間 正男君

鈴木 憲一君

政府委員 文部事務官

(管理局長) 久保田龍彦君

証人 東京都教育委員

山崎 匡輔君

法制部部長 坂尾徳太郎君

説明員 埼玉県教育委員

水村善太郎君

文部事務官

(管理局長) 福田 繁君

庶務課長

証人

東京教育委員

山崎 匡輔君

法制部部長 坂尾徳太郎君

昭和二十四年十二月十二日印刷

昭和二十四年十二月十三日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所